

平成21年第2回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成21年6月16日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

日程第 1

一般質問 < P 3 ~ P 4 2 >

後藤次雄議員 P 3 ~ P 5

榊原深雪議員 P 5 ~ P 1 2

高橋幸雄議員 P 1 2 ~ P 3 6

矢野利恵子議員 P 3 6 ~ P 4 1

星 孝道議員 P 4 1 ~ P 4 5

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 6月12日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日6月16日は、一般質問を行います。

ここで、一般質問に対しましての一言お話を述べたいと思います。

足寄町議会会議規則第61条により、皆さんに既に配付されていることと思いますが、議員は、町の一般事務に対して質問をすることができます。一般事務とは、我が足寄町の一般事務でありますから、国の事務、北海道の事務を取り上げて質問することはできません。

一般質問は、執行機関の最高責任者の所信を問うわけでございますから、また、事務的に聞けばわかるような小さなことは、一般質問では取り上げない方がよろしいです。あくまで町との政策論争であってほしい。

また、首長に裁量権がない質問は避けていただきたいと思えます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） それでは、一般質

問通告書によりまして質問したいと思えます。

公共施設等のトイレの手洗いの後のハンドドライヤーの設置について。

町内のトイレの手ふき用のペーパータオルの廃止は、ごみの減量を図るため平成14年10月に実施され、その後、各施設は、タオルか個人のハンカチ等で対応をしてくている。

インフルエンザ対策、または衛生上、ハンドドライヤー、手洗い乾燥器は必要なもので、設置していくことはできないか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

公共施設等のトイレの手洗い後のハンドドライヤーの設置についての御質問でございますが、各公共施設のトイレの手ふき用ペーパータオルにつきましては、議員仰せのとおり、ごみの減量化と行政経費削減を目的に廃止したところであります。

ペーパータオルの廃止の際に、ハンドドライヤーの設置も検討をいたしました。経費削減から、利用者個人のハンカチで対応していただくこととしてきたところであります。

最近は、いろいろなところで、快適な施設利用と衛生保持の観点から、ハンドドライヤーの設置が多く見受けられるようになってきております。

議員御指摘の点も踏まえ、今後、本町の全施設ということにはまいりませんが、設置施設を選択をしながら予算化をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、後藤議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 今、町長の方から、全部じゃないけども、ある程度のところは考えて設置していくという回答をいただき

ましたけれども、なぜ私がこのことを今回取り上げたかということ、やっぱり今、町民の間で要望が多いのは、やっぱり新型インフルエンザ、これが流行して、それでも強毒性でなく弱毒性とはいえ、やっぱり足寄町の予防対策処置については、特に学校だとか保育園だとか体育館、病院、老人憩いの家、老人ホーム、そのほか介護施設、それからこれは役場の管理になるかどうかわかりませんが道の駅等、これらがたくさんの方がやっぱり不特定な方が利用するわけですよね。

そういう中で、これを防止するために必要を講じるということ、やっぱり防止するためにこれは管理上も含めて努めていかなきゃならないという思いから私の方で質問しました。

それで行政も、この新インフルエンザ対策については、5月28日の第4回の臨時議会で行政報告にあったとおり対策行動計画、対策本部会議等を作成して、この対策等は立てはいるんですけども、やっぱり今の現状の世界的な流行、きょう現在でも77カ国以上で2万6,000人ぐらいと、それから国内では600人ぐらいになっているということで、特にきのう道内で3人目が、それが帯広ということで出ましたということになってますので、この対策については、まず予防、これは私が言うまでもなくて、手洗いとかうがいとか、そしてマスク、これが医療の専門家が呼びかけていることなんですけれども、その中で、特にやっぱりマスクなんかより、このインフルエンザ対策、やっぱりうがいと手洗いと、これがやっぱり専門家が、もちろん新聞なんかにも出てますし、テレビの報道でも言ってますしね、特にそして手洗いも、乾いたタオルでふかなかつたら、これはもう何ぼ手洗いしても、例えばだれかが使ったやつでふくと、それはもう予防にも何にもならないということが言われてますんでね、ぜひその辺も含めて、もし全体でさっき町長が御答弁いただいたように全部がいかないのであれば、最低でも病院にあるようなアルコール

消毒だとか、そういうものも含めてやっぱり各施設に置いてもらうとか、それから例えばドアのノブにも、掃除するときに1回、毎朝でも毎日でもいいですけども消毒してもらうとかと、そういうことをやっぱりやっていく必要が私はあるんでないかと思うんですね。そういう意味で質問をさせていただきます。

そういうことでぜひ、先ほど町長が言ったとおりで尽きるんですけども、そういうことも含めて再度考え方をお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今のインフルエンザ対策の関係も出ました。議員仰せのとおりインフルエンザ対策、やはり手洗い、うがいが一番だというお話で聞いておりますし、インフルエンザのそのウイルスといいますか、これはこのドライバーだけではなかなか難しいというお話も聞いてますから、これはインフルエンザ対策、帯広でも発生をしたという情報も得ておりますから、今現在、既に病院なんかについては消毒液の設置もしてますから、インフルエンザ対策という意味では、そういった消毒液の配置ということも随時やっていきたいなというふうに思っております。

それから、ハンドドライヤーの設置の関係につきましては、本体自体、いろいろ種類があるみたいですが、値段的にもそんなに高くはないのかなという、ただ、電気工事ですとか、むしろそっちの方がかかってしまうということでもありますけれども、これはそれぞれ担当の方とも十分打ち合わせをしながら、できるだけ早い時期に、特に利用の多いところにつきましては検討していきたいなというふうに思っております。

ただ、御理解いただきたいのは、学校にじゃあどうかということになりますと、なかなか休み時間にどっと子供さんたちが行くということで、これは（不明）というようなこ

とも含めてありますから、そういったところは余り適してないのかなというそんな思いも含めありますけれども、いずれにしましても、十分検討をさせていただいて、順次設置の方向で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 私もドライバーですね、ここの町のトイレなんかは、あれジェットタオルということで相当大きいもんでね、あれは結構高いと思うんですよ。だから私が言ってるのは、小さい本当のハンドでやるようなそういうものをやっぱりつけてもらいたい。

特に、先ほども言ったんですけども、老人の憩いの家だとか、それからコミセンだとか、私も何回か行って見てるんですけども、手ぬぐいが下がってるんですよ、それがもうべたべたなんですよ。だから私はふかないですけどね、（不明）やっていく。だからそういうのを見て、やっぱりこれ何とかならないのかと。

特に老人ね、やっぱり今回の新型インフルエンザも、やっぱり心臓だとか、いろいろ弱い人がこれ死亡にかかわってきているわけですから、だからそういう意味で、今、町長が言ったとおり全部とはならないけども、やっぱりそういうことをそういう各施設ね、特に人の出入りが多いところ、これをやっぱり何とかしてもらいたいと。

だからこれ手洗い器も、クリーンドライヤーだとかいろんな種類いっぱいあるみたいですよ。だから今町長、そんなにお金もかからんと言ったけれども、ただし、私も、今、公共施設で管理上の運営経費が相当かかっていることを私もわかってます。前回は何年前に1回質問したことがありますからね、だからわかってるんですけども、やはりこれは一刻も猶予許さないという状況になってきてま

すので、まずそのことをお願いして、再度町長の御答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、それぞれの施設の選定、もっと言えば、その工事費等々のことも含めてそれぞれ精査をしながら、できるだけ早い時期に設置の方向で取り組みをしていきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これで、11番後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

公営住宅について。

1．民間住宅を借り上げし、公営住宅として活用することについて。

21年度行政執行方針には、公営住宅整備について、旧貯木場跡地に計画戸数52戸を北団地として整備を図り、今年度事業をもって整備計画が終了しますと示されました。

町中には良好なアパートがあり、満室となっている反面、民間住宅や貸し家などが空き家になっています。

今後の住宅施策としての財政の厳しい中、民間住宅の借り上げ型の公営住宅を活用することも視野に入れ、居住環境の推進と整備や中心市街地への居住を推進して、入居希望待機者の解消を図り、住みやすい、住んでよかったまちづくりをしていくことが重要と考えます。今後どのように公営住宅の政策を計画されていくのか、現況を含めて伺います。

2．特定公共賃貸住宅供給の促進について。

公営住宅の家賃制度は、国の法令により決まっていますが、今年度から、特定公共賃貸

住宅供給の促進に関する法律施行が改正となりました。現在の中堅所得者の方に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的です。

調べたところ、公営住宅入居者で収入超過者は21名となっていました。収入超過者の方には明け渡しをしていただくといっても、民間の良好なアパートは満室になっているので、すぐには見つけにくい状況です。

通称特公賃住宅は、近隣の町でも建設されていて、間取りもゆったりして、快適に生活をされているのを見てきました。足寄町にも、この特公賃住宅の建設に向けての調査・研究と同時に、収入超過者には持ち家の推進を図る施策が必要なのではないでしょうか。

そして、本来の公営住宅の目的である住宅に困窮・低所得者の方に入居していただき、待機者の解消を図るべきと思います。このことについて伺います。

3. 元気な高齢者の集合住宅を町中に建設することについて。

現在、公営住宅に1人住まいの65歳以上の方は71名おられます。公営住宅以外でも、高齢者・高齢者夫婦がふえてきております。

しかし、年金暮らしでは、古くなった持ち家や借家のトイレやバリアフリーへの改修、屋根や壁の修理もしたいが費用がかさむ、固定資産税も支払いも大変だという声もよく聞きます。

今までも、ひとり身の高齢者になると、公営住宅への入居申込みしても後回しになり、難しい状況です。

開基100年を担ってきた高齢者の生活の利便性のために、町中に元気な高齢者の集合住宅を建設し、このことが町中に人口が集積され、商店街の活性化にも通ずると考えます。このことについての御所見をお聞かせください。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えいたします。

まず、公営住宅についての御質問でござい

ますが、現在、公営住宅の整備につきましては、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、下愛冠団地から北団地に建てかえを進めてきたところでありまして、本年度をもって北団地の建設は終了いたします。

今後の公営住宅建設計画につきましては、これまでの計画にかわりまして、新たな住宅マスタープランや、公営住宅等長寿命化計画を平成22年度に樹立することとしております。

この計画の中で、現在、国が進めております両校な居住環境の提供を行い、国民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で提供する住宅や、民間活力を生かした優良な賃貸住宅の制度を十分活用できるように、また、議員仰せの高齢者向けの集合住宅の建設など、足寄町のこれからの定住化や住宅政策について、十分に調査・検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

今後の計画につきましては、機会をとらえながら御報告や情報提供をさせていただきまので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 現在、区画整理事業が着々と進んでおりますが、その中でやっぱり町民の方の声によりますと、空き地になっていたり、借家とか古い住宅がそのまま放置されているという状況があります。それがどのようになっていくんだろうということが関心のことと思います。

ちょっと調べましたところ、北2条のところから南3条までの間にでも、五十数戸の古いお家がありました。そして空き地も多々ありました。そういうところを、やはり今申し上げましたように、公営住宅ということをお勧めしながら進めていっていただきたいなというところで申し上げたところなんです、や

はり北団地の建設費なども、土地購入費だけでも1億9,000万以上もかかっておりますし、建設費も8億4,500万とかなりの建設費がかさんでおります。こういった工事費を軽減するためにも、今、町長がお話のようなマスタープランに基づいている進めていっていただきたいと思っております。

そして、のみならず管理経費も1,430万と維持管理経費もかかっております。こういうことも考えながら公営住宅というものをどのように進めていくのか、お聞きしたいところでございます。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

先ほど町長が御答弁申し上げたように、この間の公営住宅の建設につきましては、足寄町公営住宅ストック総合活用計画ということで15年に策定をして、16年から22年までの7年間の計画で進めているところであります。

この計画は、北海道も含めてこの計画というのは認知をされているところで、それに基づいて進めています。

議員もおっしゃられたとおり今年度、北団地に12戸を建設をして52戸の計画が終わります。それで来年22年に下愛冠団地の76戸を解体をして、最終的に22年度の管理保有戸数というのが400戸。

というのは、単身者住宅8戸、特公賃6戸を入れて400戸ということでございますけれども、最終的な結果としては、平成15年度422戸の保有戸数でありましたけれども、22年度末で400戸にするといったことは、この計画は、いろんな部分の総合計画であったり、それから統計調査の人口推計等々を加味して、最終的に公営住宅として町が管理をする住宅の戸数というものも計画的に決めている数字でありまして、その計画に基づいて実施をしてきたということになっております。

それで、これも先ほど申し上げましたよう

に、今後のそれじゃあ公営住宅の建てかえ等々含めてどうするのかということで議員の御質問にもありましたけれども、その部分につきましては、今、御指摘の部分もすべて踏まえて、22年度に新しい計画を策定をしてまいりたいという形で御答弁を申し上げたところであります。

具体的に言えば、基本的には、下愛冠団地76戸を解体をした跡地に、北星団地120戸あるわけですが、この部分をスライドさせていくといたしますか、それで順次建てかえをしていくといったことが基本ベースになっているところであります。

ただ、ここに来て、ふるさと銀河線が廃止をされて、下愛冠団地の中に国道が横断をしているわけで、今これは開発と協議中ではありますが、あの線路が廃止をされたということで、跨線橋になっている部分の撤去をお願いをしているところであります。

場合によっては、あの跨線橋が撤去をされれば、下愛冠団地の計画というのも戸数増も含めて大幅に変わってくるわけで、そういった部分では平成22年度末には一定の結論が出るであろうから、その計画の中に、その下愛冠団地をどうするのかということも具体化がされてくるんだろうなというふうに思っております。

また、今もう一つあるのが保育所跡地、町中にある保育所跡地の問題で、従来も何回か御説明をしていただきましたけれども、老人専用の住宅というのを建設をしたい、そういったこととお話をさせていただいているところでありまして、そういった議員御指摘の高齢者住宅への対応等々も含めて、そういった町中に敷地もありますので、そういったことも踏まえて22年度計画の策定に当たっていきたいというふうに考えているところであります。

もう1点、特公賃の問題が指摘をされておりますけれども、例えば借り上げ住宅等々でいけば、民間活力といたしますか、民間が主体的にその建物を建てて、それを町が買い上げ

る、もしくは借り上げるといった手法があるわけですが、都市部でいけばそういった制度でかなりやっているところありますけれども、それは都市部といいますか、町の中心地に公有地がない、そういった中で民間であれば不動産関係の方がいい土地を持って、いい土地と言ったら失礼な言い方ですが、町中に土地があって、その部分に民間資金で建てると。

それに対して国と町が一定の補助をするということになっているわけですが、実態としては、その補助といっても、その共有部分、廊下ですとか階段ですとか、例えば設備でいけばエレベーター等々の一部に対しての3分の2の補助という形になっておりますので、私どもが町が、行政が公営住宅を建てれば45%の交付金が当たりますけれども、民間が建てれば、実態としては10分の1程度の交付金になる。

そういった部分では、なかなか民間としても、みずから公営住宅を建設するという状況になかなかないといった状況もあって、そういったことも踏まえて今後の計画には特公賃を町が実施をする、地方公共団体が特公賃を建設するというようなことは可能でありますので、その場合45%の交付金が当たりますので、そういったことでそういったちょっと長くなりましたけれども、もろもろの諸条件をクリアする中で、議員の御指摘のとおり町民の方が安心して、安心・安全の中で居住できるような住環境を整備をしていきたいということでございますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 現在ひとり暮らしの世帯の方が569名、全世帯の15.7%、夫婦世帯、高齢者の夫婦世帯が531人、これ以上今現在ふえていると思いますが、調べたときには14.6%ということになっておりました。

こういう方ですね、やはり今副町長がお話

しになったように、保育所の跡だとか病院に近いところにこういった高齢者向けの住宅が建っていれば、本当に居住者の方も安心して暮らせるのではないかと、ちょっと光が見えてきたような気がいたします。

その中で、公営住宅の管理のことにちょっとお話ししたいと思いますが、現在、収入超過者の方が21人ということで、一番多く家賃払っている方が7万5,900円を払っていらっしゃいます。

そして、滞納の方といえればかなりの数になっておりまして、現在690万の滞納があります。使用料の収入に対しての1割になっております。

こういったところが数字的に出ておりますが、その入居資格のときに、町税、使用料などの滞納がない方という入居資格の中に一つあるんですが、この契約更新のときに、こういうことをきちっとされていないという状況が数字で見えてとれるんですが、この形はどのようにして、入居資格のときは住宅審議会の方がされているとお話は聞いておりますが、じゃあ、この入居された後の契約更新のときはどなたが進めていくんでしょうか、こういうことを資格を取るようにされているんでしょうか。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答えを申し上げます。

入居に当たりましての審査等につきましては、議員仰せのとおり、公営住宅入居の審議会にかけまして入居選定をさせていただいて、入居者を決定していただくというようなことになってございますが、議員仰せの入居してからの継続という契約行為というのは、実際実態上はございません。

一度入居されますと、家賃収入の超過ですとか、それから滞納的なことだとかということでの退去要件等にかなうものについては、出ていただくような努力をしていただくような指導をいたしますけれども、毎年度、特に契約更改をするというようなことではござい

ませんので、ただ、家賃を決定するという手続上、毎年所得の申告をしていただいて、前年収入になります。それに基づいて年度の家賃を決定していくという手続行為はございますが、これは契約更新ではございませんでして、入居の家賃を決定する手続でございますので、そういったことでの手続でございますので、特にその段階で税滞納があるかどうかということの指導は、見えたときには滞納のある方については指導等、納入の督促等をいたしますけれども、それをもってして即、あなたはもう住めませんというような状況にはなっていないというのが現状でございます。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 今お答えいただきました中に、収入超過者というのは、もう入居資格はないんですね。それと3ヵ月以上滞納された方も入居資格はないんです。

けれども、それをそのまま住んでいただいて、そして待っている方は今10人とお聞きしていますが、数は少ないですけれども、何年待っていらっしゃると思いますか。もう6年、5年、結構長い年数を待っていらっしゃいます。そして民間の借家において高い家賃で今か今かと待っている方も、その10人のほとんどの方がそうだと思います。

それで、条例が制定されているにもかかわらず、それをずっとそのまま見逃して入居していただいているというのはどのようなものかと思いますが、そのことについて疑問を抱かざるを得ません。

そして、一番長い方で、やはり毎回質問のときに言いますけれども、46ヵ月、4年ですね、それとか3年、2年以上、東団地では223万、北団地でも35万1,800円の今滞納もあります。そういったところ、どうしてもその滞納される方というのは、金額がかさむほど払いづらくなっていきますよね。家賃以上のものを支払っていかねばならないということで。

そういうことを早急に手だてをしないと、

その3ヵ月という条例に基づいてきちっとした指導をしないと、支払う方も困難なわけです。そのところをきちっとしていかないと、町の財政が厳しいというお話をいつも聞きますけれども、こういった使用料の徴収をきちっとしていかないと、ほかの方の施策に回せないと思うんですね。そのところの御所見をお願いします。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

管理側としての管理徹底、不十分と言われればそこまでございますけれども、それぞれ生活を抱え、低所得者向けの住宅ということで提供しております。それぞれその年によっては、収入が減少したりですとか、いろんなそういう生活状況というのはあるかと思っておりますが、本来、本質的な悪質というような、さっぱり相談にも応じてくれないというような悪質的な方に関しては、また除外をされるべきではと思いますが、それぞれ皆さん生活、日々抱えていらっしゃるって苦労されているということで、私ども担当の方も、それぞれ面談等をしながら、分割納入をしていただいている実態もございますので、長期滞納といいながらも、少しずつ納めていただくというようなことに担当の方も努力をしているところでございます。

議員仰せのとおり、確かに3ヵ月滞納すれば退去だということで、そこで線引きをし、きちっと法的な手続をとれば、それは可能なことだと思いますが、やはり入っていただいて自主納付していただくということも一つの、今のこういった厳しい経済情勢もありますので、なかなか私どもも、きちっとした線引きを踏み切っていないというのが現状でございますが、今後さらに、議員仰せのとおり、もう少し法に照らしながら徹底した徴収方法というものも今後検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番(榊原深雪君) 課長の今の寛大なお答えに私は驚いておりますが、1戸当たり北団地にしましても2,000万弱の費用がかかっております。その中に入っただいて、そして滞納している心境、入っている方の心境ってどんなものかなと私は思うんですが、義務を果たしていただけてない。

町はせっかくそうして整備して提供しているにもかかわらず、そういう滞納するという心境はいかなものかというところを考えますとね、別に、入っている方を私は非難するわけではありませんが、義務を果たしていただきたいということなんです。

そして、やはり職員の方も高給に見合うやはりこの努力をもっとしていただかないと、ほかの先ほどもしつこいようですけれども施策に回せない、この費用を施策に回せないんじゃないか、みんな希望しているいろんなことがあります、それには回せないんでないかという懸念があります。

それと、次に移りますけれども、今、新規就農者の方を後継者としていろいろ手だてをされておりますけれども、その新規就農者の方が入ったところの農地等含めて家も入りますよね。そしたら今度、売った方の今度家がなかなかなくて、結局上土幌だの本別だのところへ出ていかれてしまいます。

こういった方たちのためにも、住居はやはり整備していかないと、町から出ていけないという手だても必要だと思います。大事なことだと思います。そのことについてお考えをお聞かせください。

議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) お答え申し上げます。

実態として私どもまだ、私自身がちょっと認識不足かもしれませんが、そういった状況下であれば、入居申請していただく、家を譲り渡すということであれば、自分の財産として住む家がなくなるわけでございますから、なおかつ足寄町に在住したいとなれば、御相談を受けて、明け渡す日までの間に住宅、御

希望の住宅があれば、入居していただけるような手だてというのは可能ではないかなと思っておりますが、入れないがゆえに他町村に行ってしまったというのは、私としての認識というのが今してないわけございまして、そういった手続上の問題であれば、入居可能ではないだろうかという判断をし、それはもちろん収入等の問題もございましてけれども、そういったことでは対応できるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(吉田敏男君) 2番 榊原深雪君。

2番(榊原深雪君) 総務課の方では余り耳にしてないということでしたけれども、やはりこれは公営住宅を建設するのは建設課、あと管理維持するのは総務って、縦割り行政的なものになってると思うんです。

それで、やはり各課の連携ということですね、福祉課も含めてやはり高齢者の方、あと障害者の方という住まいのことにに関して、これから私たちの町は高齢社会と言われてる中で32%以上を超えています。その中で今何が大事な事かということは、やはりへんぴなところに高齢者住宅、公営住宅をつくっても、やはり交通の便が悪い、病院へ行くのに経費がかかるということです。

そこで、やはりコンパクトなまちづくりということ考えたときに、やはり町中に集積したそういった住宅が、高齢者の視点を持って、町から出ていけないような施策、それと移住の方も大切ではありますけれども、やはり住居がなくて移住もできづらいということと、あと、やはりこれから町を守っていくためには、今いるお年寄りを町から出さないということも大切なことだと思っております。町長の御所見をお願いします。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

まず、先ほど総務課長が答弁した、新規就農者に資産を譲って住宅がないから町外に出たという例は、私自身も承知をしております。

ん。ことしの4月に新規就農者に譲渡した方って、これは住宅がないから出ていったということじゃなくて、これは私も直接お話をしましたけれども、これは家族の中の事情がありまして音更の方に転出をするということをお聞きをしたところでございます。

その他の新規就農に入ったところで、私の記憶でも、皆さん残っていただけてるというふうに思っています。もしそういう事実があるとなれば、後ほどちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それから、議員仰せのとおり町中にそういった住宅の確保というのは、これは本当に言っている意味、十分理解できますし、そういった部分、先ほど副町長も答弁いたしましたけれども、来年度予定しているその計画の中で、可能なかどうなのかも含めて十分検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

これは私自身がとらえている状況でいきますと、やはり今のとりわけ若い方々というのは、多少家賃が高くても新しいところに入るという傾向が強い。町中にも民間住宅あるわけでありましてけれども、少し年数がたった住宅にはなかなか入居者がいないという、これも事実だというふうに思っております。

ですから、何を言いたいかといいますと、当然、行政がとりわけ低所得者世帯に向けての公営住宅、できるだけ安い価格でという部分。もう一方では、民間の方々も、借家ということでこれは平たい言葉で言いますと営業している方もいらっしゃるわけでありまして、ここの整合性もあるわけですね。

ですから、すべての住宅、行政が施策の中でつくらなくてはいけないというこのことにもまたならないということで、ここの折り合いといいますかね、これはやっぱり繰り返しになりますけれども、行政が担わなくてはいけないというのは、やはり弱い立場にある方、まさしく議員仰せの高齢者の方というのも、当然その中にも含まれてくるのかなと。

これは全部が全部ということではありませんけれども、当然収入の関係等含めてあるというふうに思いますから、こちら辺は十分、状況も実態の調査もしながら、あるべき姿の計画樹立に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 新規就農者のこれまでの例は、ごくわずかな例ではありますけれども、今後まださらに新規就農者を進めていく上で、スムーズに移譲できるような仕組みをつくっていただきたいと思って進言したわけです。

それで今借家の件ですけれども、営業的に借家をされている方、それと借地をお持ちの方っていらっしゃるかもしれませんが、それが前、移住のことで政策のことで町長にお聞きしたときに、やはり水洗トイレが整備されていないということと、あと医療が充実してないというお話がまだありました。

今回、下水道整備はされましたけれども、なかなかそれを借家をお持ちの方でも改修ができないという、費用がたくさんかかるということで、やはり借りている方もやはり不便をしていると。収入が中堅所得の方で7万円ぐらい家賃払える力をお持ちの方でも、やはり今一軒家を借りても、まだくみ取り式のトイレで我慢している状況だと。

そして、大家さんに民法606条の義務があるんですが、いろいろな改修の義務ですね、自分が設置したものに対しての義務を果たされていない大家さんがやはりこの町にも見受けられまして、苦情がちょっとほかの団体ではありますけれども寄せられているということも聞いております。

そのことも含めまして、やはり借家をお持ちの方もいろんな事情があるかと思えますし、家を持っていても、壊す費用がなくて、この町に住んでいない方もいらっしゃいます。

そういうことも調査していただいて、ここがやはり町の腕の見せどころといたしますか、やはりその方、民間の方とタッグを結んで、私たちの町民のために頑張っていただきたいなと思うところであります。最後に町長の御意見をお聞きしまして、この質問を終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 移住対策のことを含めて、あるいは下水道の普及の関係も含めて御質問といたしますか、御意見をちょうだいいたしました。

おかげさまで、着々と下水道整備も町中進んできているということでございます。問題は、議員仰せのとおり、これをいかに接続をしていただくかということでありまして、大きなお金を投下しているわけでありまして、公共施設の整備ということで。

これはもう下水道というのは、やはり快適な生活を送っていく上で、これはもう一番重要なインフラ整備だと言う方もいらっしゃるわけでありまして。

これは当然行政としても多額な公金を投入しているわけでありまして、普及率、本当に目標とするところは、接続できるところは100%つないでいただきたいという思いでありますし、もちろん相当な、決して安いお金でなく、接続するにも自分の住宅の改造費等々もかかるわけでありまして、これについては十分かどうかと言われますと、もっともっと支援措置もしてあげたいという思いはありますけれども、しかし、一定の支援措置も講じているわけでありまして、これは特に持ち家を持っている方、あるいは借家を持っている大家さん含めて、これは担当の方から、供用開始した地区についてはともかくつないでいただくような指導も含めて、これは今後も、これまでもやっていますけれども、今後も実施をしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

なお、これは今さら言うことでないかもしれませんが、下水道の整備の計画のな

いそれぞれの地区、農村地区については、個別の浄化槽の設置の補助制度もつくったと。

これも町の中で公共下水道につなぐときの平均的な費用、持ち出し分ですよ、これと遜色のないようにということでこの補助制度も、全道、あるいは十勝管内でもかなり、最高とは言いませんけれども、そここのところの同じ町民の中でその差が出ないようにということも十分検討した上で、議会の承認もいただいた上で、独自の補助制度も設置をさせてもらったということでございますから、すべて100%町費負担ということにはなりませんけれども、御理解のもと下水道の普及にもつなげていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これで、2番榊原深雪君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時5分再開といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行いたします。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は、第2回定例会に当たりまして、カラマツ製材工場に対する政策対応についてお尋ねをするものでございます。

現在は、世界的経済不況により、日本も例外なく厳しい経済状況でありますことは、御案内のとおりでございます。とりわけ輸出に関連する産業界の打撃は顕著であると存じます。

足寄町は、多年にわたりカラマツ材を造成し、その蓄積量も大であり、そのことによる産業振興は、町の自立を進める観点からも大なる影響があると存じます。

しかしながら、このような経済環境の中で、現状はカラマツ製材工場も従来のような

生産ができず、生産工場の存廃にも影を落としていると思慮するところであります。

当然、それらに関係する有能な役職員の皆様方が経営戦略を思考していることと存じますが、行政としても無策であってははいけないと存じます。

官民が一体化して、今後に向けた長期的な視野に立脚した対応をすべきと思いますが、町長の所信のほどをお伺いするものでございます。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

カラマツ製材工場に対する政策対応についての御質問でございますが、北海道内のカラマツ製材工場については、昨年末からの金融危機の影響で輸出が減少したこと等により梱包材及びパレットの市場が低迷し、減産や休業に追い込まれ、深刻な状態にあります。町内のカラマツ製材工場においても大きく影響を受けて、同じ状況となっております。

先日6月5日の日に足寄町森林組合と諸問題について協議した際にも、組合の製材工場について話し合いをしたところでありますが、組合の製材工場については、4月より受注が少しふえているものの、稼働日数は低く、このため製材工場職員については、工場を休止している日は造林事業の植えつけ作業に従事させているとのことであり、植えつけ作業が終了した段階で、製材工場職員については工場休止時には自宅待機となる予定であり、賃金については中小企業緊急雇用安定助成金で措置する予定とのことであります。

このような状況の中、本町としては、小学校の改築工事について町有林のカラマツ材を限定使用することとラミナーまでの作業を森林組合と契約をし、工場生産の支援を図っているところであります。

今後の政策の構築としては、国で実施されることとなりました森林整備加速化林業再生事業において、建築物の木材使用量に対する補助事業が新設されたことから、本町として

も、積極的にこの補助事業の対応について検討してまいりたいと考えております。

なお、長期的視野で将来を見据えた場合、本町の基幹産業である林業については、付加価値をつけた木材製品の生産をする製材工場については必要と考えており、もう一つの理由としては、カラマツ製材工場で今後においても雇用の場を形成し、継続していくことが重要であると考えているところでございます。

カラマツ製材工場がなくなることは、林業の衰退につながりますので、本町の基幹産業を発展させていくことを強く考えているところであります。

現在のカラマツ製材工場においては深刻な状態にありますが、将来を見据えた適切な施策の展開を図りながら、本町の林業の振興に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、高橋議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、与えられた2時間の以内でおさめたいと存じますので、よろしく御答弁方お願い申し上げます。

まず、今後答弁をいただきまして、当を得た行政体制の答弁だなというふうに拝聴をいたしておりました。

私は、やっぱり現状の中でこのまま参りますとね、このまま参りますと、近い将来は工場がなくなるのではないかな、カラマツ製材工場がなくなるのではないかなという想定をさせていただきます。

御案内のとおり隣接の隣町、あれだけ工場があったものがすべてなくなりましたね。ことし初めて身障者用の施設が福祉法人の関係で設置をされましたけれども、もうすべてなくなつたと。

そのことの意味することは、やはり昭和4

0年代、木材が自由化になったときに、国の政策の中で工場を廃棄していった、キロワット幾ら幾らという形で廃棄した経過があるんですね。淘汰していったと。

木は特に自給率20%強で、そういう状況の中で我が林業界の中では、我が国では非常に厳しい状況にさらされているのかなという状況を踏まえましてね、今回はやはり世界的経済不況なものですから、とりわけ一般質問で通告しておりますように、輸出産業がもう打撃を完全に受けてるという状況にありますよね。

したがって、自動車会社あたりも低公害車造成で、例えばトヨタですとかホンダであるとか三菱、それで大手各社がいろんな車を製造いたしましてね、国内向けで伸ばしてるという現状を見ても御案内のとおりだと思うんですよ。

この状況で通常のパターンの中でね、ただ政策を対応していったんでは、私はもう前段申し上げたように工場はなくなるだろうと。

仮にあったとしても、あったとしても、町長答弁は、森林組合の工場に限られて御答弁されて、私は、全体のこの資源背景のある足寄町という立地条件と環境条件の中で考えたときに、大体现状の中で恐らく5年以内とは申しませんが、そのぐらいでなくなってしまうのではないかなと。

あるとすれば、特定に事業者に対して財政支援をすればこれは話は別ですけど、しかし、我が国の経済状況もそうですけど、我が町の経済状況からいって、そういうことが継続されるということはまず不可能であり、なおかつ適切な政策でないだろうな。

今、現状の中では、やはり思い切った政策対応をね、従来のような対応ではなくて、えっと驚くような政策を果敢に対応しなければ私ならんと思うんですよ。

これは歴史的な、この経済不況になって歴史的な背景をひもといってみますと、例えばガリレオが17世紀に地動説を訴えたときに、異端児扱いで宗教裁判にかかりましてね、そ

れが数十年後に地動説が正しいということを証明されましたよね。

私は、やはりそのぐらいの果敢な政策対応きちっとしていかないと、現時点では、議会の皆さん方も含めて公金にかかわること、公金にかかわることの財政支出については議会の議決が必要ですからね、いろいろな御議論もありましょうけども、そのぐらいのことを私はやらなきゃだめだなと、そのような考え方を私は持っておりますし、内容等については、つまびらかにこれから何点かずっと再質問をさせていただきますけどね、すべての内容をここで開示することは適当でないと思いますので。

森林組合の関係等についてはね、公になっておりますし、足寄町も約36~7%、9,100万のうち3,486万出資してるわけですから、森林組合の出資は9,100万強ですからね、そうすると36~7%やってますから、地方自治法上の上行く首長という立場からもそうですし、出資している町民の血税を投入してるという行政の最高責任者としても、また一定の責務はあるかなと思ってるんですよ。

そこで町長は、私が申し上げてるようなやっぱり重要な重大な決意、重大な決意を持ってこれを対応する意思あるかどうか、まずちょっとお尋ねを、先に確認をしておきたいと、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、私自身も、やはり現状のこの木材関係、とりわけ製材工場の関係でいきますと、もろに本当にこの不況の影響を我が町で、ここだけとは申しませんが、一番大きく受けているのがやはり製材工場だなというそんな思いしております。これは昨年の10月ぐらいからこの影響が出てるということであります。

十勝管内的にいきますと、昨年の1月から

12月までの木材生産だけでいきますと、実はこれは聞いたお話ですけれども、史上最高の生産額を上げたということでもあります。

ただ、問題は、10月以降からオーダー含めて急激に落ち込んできて、これは大変なことだという状況でございます。

そんなことも含めて私も情報収集、これは十勝支庁も含めて道庁も含めて情報収集、あるいは打開策というようなことも相談をさせていただいてきたところでございますけれども、この厳しさは、本当に足寄町に限らず、これはもう全道、全国的な状況だというようなことでございます。

とりわけ町内には、町が公金を出資している森林組合、とりわけここが私の責務としてはこれは一番責任のある立場だなという認識もしておりますし、さらには民間の製材工場が今3工場稼働してございます。

さきに民間工場の状況も、これは詳細までは、どうしても民間企業でございますから、限界はありますけれども、情報収集している中でいきますと、どの工場もやはり生産活動については縮小傾向にあると。

これはしっかりとした私が直接確認したわけでありませぬけれども、ある工場は、もう製材から撤退をしチップのみというようなお話もお伺いしておりますし、もう一つの工場につきましては、造林の方にシフトがえをしていくというようなこともお聞きをしております。もう一つの工場についても、昨年比でいきますと約6割ぐらいの稼働状況になっている。

とりわけ森林組合でいきますと、対前年でいきますと、実は森林組合につきましては、新聞報道もありましたけれども、昨年の段階で組合長の意向としては、最悪の場合は工場閉鎖というようなことも実はこれは非公式な話もお聞きもしましたし、新聞報道もされましたけれども、結果としては、6割程度の操業に縮小をしながら何とか乗り切りたいという意向が示され、ある意味、少し安堵したというような状況でありますけれども、先ほど

申し上げました、過日、副町長が行っている意見交換といえますか、お話し合いをしてきたわけでありましてけれども、どうも現状は、少しふえてきたというお話をしましたけれども、対前年の稼働率でいきますと、16%から17%ぐらいしか稼働できてないという、これはもう極めて厳しい現状にあるということでございます。

また、話また大きくそれますけれども、これも御案内のとおり、十勝管内では大型合併といえますか、森林組合の合併が進みました。

これも計画の中では、大型の工場を集約して大きな工場を建てるという計画でお聞きをしておりましたし、新聞報道もされました。これも道庁で情報収集した段階では、現下の状況ではそういう状況ではないということで、この新工場の建設自体もいわば宙に浮いているといえますか、そういう厳しい状況にあるというようなことでございます。

そこで議員仰せのとおり、支援といってもいろんな支援がある、それこそ資金を投入したの支援もあるというふうに思っておりますけれども、これはこの間のとりわけ森林組合のところにもたまたま絞ってお話をさせていただきまして、この間やはり過去において、森林組合の再建対策含めこれは町も一定の支援をしてきた、一定というよりも、かなりの支援をしてきたというふうに思っております。

当然これは公金を投入するということは税金を投入するわけでありまして、これはこの間、私が首長に就任して以降も、これ以上の資金投入というのは極めて難しいというふうに考えてますよということは、森林組合にもお伝えをしているところでございます。

そこで、議員も仰せの核心の部分でありますけれども、じゃあ、それ以外のいろんな政策展開、あるいは支援策ということでございますけれども、これはある意味、町だけ、あるいは町と森林組合だけの対応で可能なのかと考えたら、これまた極めて難しい部分があ

るんだらうというふうに私は思っております。

そういう意味では、先ほど来から申し上げております森林組合の指導機関であります道、もちろん支庁、出先の支庁も含めて、これはまた地元には森づくりセンターもございますから、関係機関の御指導、御助言なんかもいただきながら、もっと言えば民間活力ということも含めて、これは今後十分に調査・検討をさせていただく中で、ある程度の原因といたしますか、原案といたしますか、そんなものをぜひ構築をしてみたいなと、そういう中で当然、当事者の森林組合がどう考えていくのかということもあるというふうに思っております。

これまた御案内のとおり、森林組合だけでいきますと部門別、工場の部門だけでいきますと、これは数年来部門別、工場部門だけでいきますと赤字を計上している。これ全体の事業の中でこれは何といたしますか、収支の状況は赤字にならないというようなことでございます。

参考までに、さっきの昨年の機能、森林組合自体の決算状況でありますけれども、600万強の黒字経営はしておりますけれども、工場だけで見ますと850万強の赤字ということでございますから、本当に単に経営という視点から見ますと、不採算部門は切り捨ててしまえと、ある意味これが一番簡単な発想かというふうにも思いますけれども、しかし、なかなかやはり森林組合、民有林の平たい言葉で言いますと束ねということでございますから、さらには、本当に私も、この我が町足寄の基幹産業というのは1次産業、農と林だということで常々申し上げておるわけありますけれども、本当に御案内のとおり足寄町の森林資源の背景からいっても、これはやはり工場がなくなっても仕方ないよなと、こんな単純なことにはならないというふうに思っております。

方法、道があるとすれば、いろんな方々の御指導やなんかもいただきながら、何とか、

最悪の場合でも一つだけでも工場は残すというような方策をこれは追求をしていくことが、私のある意味責務なのかなというそんな思いもしております。

今後いろんな方々の、もちろん議会の方の御指導やら御助言もいただきながら、そういった道を何としても模索をしていきたいということで考えているということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 何せ現状の経済状況というのは、40年代後半の木材に対する国の施策の自由化問題の影響ということは承知して、あとは生糸とか、生糸は我が町に関係ありませんけど、それ以来、私が社会人になってから記憶するこの経済不況ですよ。

歴史をひもといてみて、新聞報道等を見ながら、四十数年前にフィードバックして以前勉強した本を広げると、やっぱり1800年代の前半にイギリス、3回ぐらい不況という、経済の不況という意味の経験則があり、その間世界不況もありましたよね。

そのときに勉強したのは、私は当時若いころ、二十代前半ぐらいの勉強ですけども、マルクスの資本論ですよ。それを勉強したとき、今共産党さんあたりもそういう当時の不況、経済不況は資本主義の中で何がこの状況を招いたのかと。

皆さんが知ってる状況は、わかりやすく言えば、マネーゲームみたいに似通った、実体経済に伴うオイルダラーからもろもろ含めて、そういうファンドの動きの中で一定の経済行動があり、そのことが破綻をしていったと。

したがって、例えば我が町に関係あるのは農林中金さんですね、組合員さんいらっしゃるから。1兆円ぐらいの金融事業の中で欠損金出て、各組合員にお願いをして自己資本比率を15%以上高めなきゃならん、その中での出資を募って対応するとか、あるいは生保

会社だって損保会社だって、ほとんどの会社が赤字欠損をしていくというそういう状況にあるんですね。

そういうときに見たときに、単純にただ従来のようなパターンのこの問題に直面しての行政対応では、とてもでないけどおぼつかないなと。

だから、町長ちょっと思い起こしていただきたいのは、町長が就任して、あなたと私との2人だけの会話の中でね、安久津さんと、あなた運がいいよねと。

まず一つは、銀河線の廃止に伴う一定の基金の関係、そして町民の預金として確保できたということも、3,000万や5,000万じゃございませんからね、けた違うわけですから、そういうこともあったり、それから台風被害、今のいみじくも森林ですよ。

これでやって森林機構の分収計画に基づく分収配分もそれも何億と、そういうこともあったり、またもう一つは、現状の中でのこの経済不況を踏まえて、私は自民党の党员でも何でもありませんけども、あれですよ、麻生政権の交付金事業もろもろ含めて地方に、要するにお墓が今建設中がただで、町民の血税を使わないで建設できたとか、いろんなことが、それはあなたの人徳ということよりも、運がいいということですよ。人徳も、首長さん立派な方ですけどね、論評するつもりも、そんな論評することはおかしいんです。

だから、ただ一つこういう状況を身近な状況を踏まえたときに、あの台風被害が去年の11月にあったらどうだったろうと、あるいはことしに入って、台風被害と大雪でもってばたばたと倒れてしまって、あれがあったらどうなんだろうと。まず一つは、分収契約に基づく配分は全くありませんよね。それよりも何よりも、お金のことよりも、事業を起こさなきゃならんと。

物流がもうできないですよ。相当の森林機構の処分なんか相当高額な額で入札されまして、その結果として、今の造林事業からも

含めてこの5年間ぐらい、森林組合にすれば5年間ぐらい、これは経営努力でも何でもなくて、運がよかったとしか言いようないんですね。私は考えるに、それは去年の年末とかことしだったらどうしてしまっただろうって非常に心配してるんですよ。

私はね、今ここで工場を何人かやらなきゃならんということは、仮にそういう事態が生じても、盤石の体制の中で最小限度、被害があって経済行為、地域産業振興が起こることの事を想定した枠組みでなきゃならんというんですよ。

だから私も、町長答弁されたように、この今回の一般質問の中ですべて私は開示するのも、相手のあることなもんですから、相手の経済行為に御迷惑かけては、森林組合のことについてはね、町も3,468万出資したり、私も組合員だったりいろいろするから、あるいはここは開示してますから。

民間企業は情報開示はやはりしませんのでね、しませんので、したがって、この中で一般質問で私なりの構想をお示して、町長の見解を問うということは、私は避けたいと思いますけど、ただ一つ言えることは、るる申し上げたような状況下でこの状況に今あるとしたら、こんな議論で済まないだろうと、もう本当に背筋が寒くなる思いだなという思いしてるんですよ。

恐らく今森林組合系統で、町の聞き取りによると十数%と言いますが、実際、今民間企業で、60から70%ぐらいの従来の状況からいって流通の状況にあるというふうに私は承知してるんですよ。それはなぜなのかということなんですよ。

答えはわかってるけども、そのことの解説するということは、相手があるから私は申し上げませんが、ただ一つ言えることは、ただ一つ言えることは、やはり商行為なもんですから、それなりのやっぱりノーハウと、ノーハウとアクションが、経営手法と行動がやはりあるんですよ。それから培った今までの、今ここでこの議会の中で、実際に林に

かかわる経済活動をする議員さんは井脇議員さん1名ですよね。やっぱり動きが違うんですよ。

商圈を少なくなっても、極力少なくする努力をするんですよ。事業も同じですよ。事業ボリュームを獲得するために頑張ってるんですね。それはやっぱり親方日の丸的な発想になりますればね、やっぱりなかなかそういうことが自分の給料に直接かかわってこないという面があるのかどうか、私は承知してませんが、現象としてそういうことは紛れもない事実なのかなということは公言できるのかなと思うんですね。それだけの厳しさがないんですよ、やっぱりね。

だからそういう意味からいくと、私はやっぱり今組合の状況もさることながら、今カラマツにかかわる製造工場全体をトータルにとらまえてやはり発想をね、政策発想を私は持つべきだなと、私はそれは可能だと思ってるんですよ。

このことによるいろんな緒論が、問題点の緒論があるんですけど、これは今後ほどまた一つ一つ整理をかけていきたいと思えますけどね、そういう一つの政策調整を私はしなきゃならんなど。

先ほども申し上げたように、町長は、町民のお預かりしている血税の中から森林組合に出資をしているその執行している責任の最高責任者ですよ。一方で、地方自治法157条でも公的団体に対する監督権の責任もあり、両面にあるんですよ。私はやっぱりね、こういう局面の中で何かをしなきゃならん、さあ大変だ大変だって、泥棒を捕まえるとき縄がなかったでは、私は、そういうことでは私は行政はあってはならないと思うんですね。

私も御案内のとおり森林組合の常勤役員やった経験で、組合に対することのコメントを私は全くするつもりありません。財務は全部承知しておりますよね。前年対比でも前年の実績の6,500立方弱ですよ、製材量として。1万1,000の原木仕入れがござ

いましてね、民間全体トータルすると、大体2万1,000強ぐらいの製材ですよ、足寄町の製材のボリュームは、製材にかかわるボリュームはね。

そのほかにおが粉ですとか、もちろんチップパー、製材、チップパーとかございますけど、したがって、消費原木あたりも、その約倍ぐらいという想定していただければ4万2~3,000立方かなというふうに、これだけのやっぱり物流の経済のボリュームがあるということはやっぱり御承知おきいただきたいんですね。

それだけに、それにかかわる人件費も、単純に製材にかかわる人件費が1億強ですよ。今、足寄町内には3万立方ぐらい、消流能力のある業者が1企業あるんですよ。今申し上げてるように全体で4万2,000ですからね、カラマツに限定いたしますとね、カラマツ製材用の原木にいたしますと。十二分に現状の中では工場は稼働できるけども、しかしながら、経済不況による輸出の減退に伴う製材用のオーダーがないと。

だから、先ほど町長答弁の中で、管内的な状況を見ましても、今、合併をした森林組合、あと新設工場を池田町に予定して候補地もありますけどね、どのようにするのか。あそこのトップは非常に経験則のある方で、今どのように構築してるのか、私は承知しておりません。新聞報道等、あるいは一部の情報等しか承知していません。頭の痛いところだろうなと思ってるんですよ。

一方で民間の方は、こういう状況の中でも、やはり先ほど言う60~70のやっぱり稼働をされてるといってそのギャップは何かということですよ。

何かということは、ここで答え申し上げますのは、ただ一つ言えることは、農業団体、つまりホクレンとか全農とかという状況とは全く違うという、経済活動のエネルギーが違うなということ、私の経験則からこのことは申し上げる。その答え、帰結として今の状況下にあるのかなという。

だから単組がね、単組が、系統からオーダー来ないもんだから、休業を余儀なくされてるとい状況だけで私はどうなのかなと。現実はそのうなんでしょうけども、それだけにやはり難しいということですよ、その事業展開が。

だからイの一番に、御案内のとおり今地元資本は1社しかないですよ、製材工場。あとは他町村資本ですよ。48年、40年の後半の状況の中でかなり淘汰、国からの交付金いただいて、うちにあった小さな工場さえ、当時で3~4,000万ぐらい、計算するとキ口幾らで、それで工場やめてくださって縮小していきんですね。

そんな状況でやってきて、だんだん自由化をしているように進んでいって、やはりコスト問題もいろんな理由があるんでしょうけど、御案内のとおり状況で、とりあえずイの一番に本別さん、陸別さん、両端全部なくなりましたね。足寄町さんも自己資本1社だけになりましたね。幸いにしてカラマツ工場が残ってますね。

だから、行政がかかわるときに、民間企業についてはかかわることはできませんけど、やっぱり公共的団体については、住民にかかわった中で一定の現状に伴う政策構築は可能なわけですからね、これはやっぱりこの際、果敢に悔いの残さないように、さっきガリレオの地動説の話を申し上げましたけど、これはこのやっぱり不況というのは並みじゃないと。

ただ残したい残したい、町から金があればいいって、出してもらえればやるよと、だから先ほど町長も、いみじくも森林組合の財務内容を明らかにしておりましたけど、あれで大体加工部門で800万強の赤字ですから、一般管理費の中でやっぱり1,200万ぐらいですね、2,000万ぐらい赤字かなと見てるんですよ、私の経験則からいってね。

でも、やり方によっては、やっぱりその事業を設置するボリュームはあるんですよ、

やっぱり。あるんですよ、それだけに。行政からいえば雇用の面もありましょうけど、実際事業を運営する面でのボリュームの面もあるんですよ。

だからそういう、ただ組合だけ単純に考えれば、お隣のような組合、両隣の組合状況でいくと、絶対赤字にならないんですよ。すべて公共事業ですね、民有林を事業をしていくのに全部すべて公共事業。その事業体の合わせてコストを考えた人的対応すればいいんですから、一番楽なんです。

だから私は、よその町の首長さんに対する批判するつもりは毛頭ございませんけど、やっぱり林業振興したら、やっぱりもう足寄町ですよ、何だかんだいって。

だって地場の企業、私も池田町の町有林にね、あるいは民有林に十数年お仕事をさせていただいて、足寄町有林、今現状ではもう足寄町有林、足寄町の民有林、みんな含めてすべてが承知してますけど、当時だったら、池田町の町有林から民有林すべて承知してたんですね。

それぐらい承知してるんですけど、実際業者がね、あるいはそういう意味での林業にかかわる振興たって、雇用の問題もろもろ含めて業者も含めて、あそこにあった大型のチップ工場もなくなったり、あるいは木材会社も撤退したりしてそういう状況ですね。

本別さんに至っても、詳細に語るのはいかがかと思えますけど、言いませんけども御案内のとおりと。やっぱり我が町だけですよ、やっぱりね。我が町だけはこれはどんなことしても、さりとて町営なんていうことにはなりませんけど、私は、現状の与えられたカラマツにかかわるものについては、やっぱり絶対できるというふうに確信を持ってるんですね。あとはやっぱりノーハウなり、やっぱりそれに携わる方ですね。

私は、今回この一般質問するのに相当考えたんですよ、やるべきかやらんべきかと。これはフィールドバックしてもとへ戻って、平成7年の香川町政の1期目の12月定例会思

い出したんですよね。あれ500万の補助金に予算修正で落とし、当時の議会の皆さんの御理解いただいて修正可決をしたんですよ。つまり要約すれば、森林組合の補助金500万落とししたんです、その時点で町長提案を。その後政策構築して御案内のとおりになった。

だから、あのとき6,000万の公的資金注入でしたけど、私がしたんで詳細には語りませんが、すべてもう町民のサイドに、全く利害関係ない町民サイドから考えれば、ほとんど戻って還元されてるというふうに私は認識しておりますね。

今回これからすることも、一定の国の今の一連の関係の政策の中の範疇内でね、これからやるべき足寄町がとるべきこの対応についての政策構築をすべてが町なんていうことになりませんので、私は可能だし、むしろ心配なのは、そういうことをしたときの後の先が心配なんです。

だから、こういうきれいごとのうちの森林振興策とか雇用対策とかと言ってるうちはいいんですけども、実際それ以上に経済行為なものですから、ある経済学者、大学の教授がみずから製薬会社を立ち上げて経営したんです。結果的に経済理論どおりいかないんですよ、やっぱり。で倒産しまして、彼はやっぱり能力がある学者ですから、なぜこういときに倒産するんだって。その前は、会社はこうすればもうかるという本だったんです。なぜこういう会社は倒産するときはこういう原因だって本出せば、本売れるから食うには困らんですけど、したがって、理論どおりいかないことが現状ですからね、私も今回の一般質問、相当苦慮したんです。熟慮に熟慮したけども、この状況で今、議会終わって速やかに政策的な動きをしていただければさ、やっぱりいけないのかなと。

幸いにしてという言葉は適切でないにしても、全くオーダーなくて稼働率全くありませんのでね、やり方はいろいろありますけども、先ほどから申し上げてるように、す

べて開示するつもりはありませんけど、そんな構想を私自身が頭の中で今持っているものですから、町長に対しても、この詳細は別としても、全般についての一定の所信をお伺いしたいと、こういうことが一般質問の趣旨でございます。御答弁をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私も、首長に就任してからまだ6年でありませうけれども、これは議員のお話にもありました。やはり林ということであれば、自治体でいけば、やっぱり道内もう多数の自治体あるわけでありませうけれども、やっぱり足寄町だということ認識は私も持っております。

そういうこともあるんだというふうに思いますけれども、就任してからまだ6年しかたっておりませうけれども、林関係の役員というのも幾つか仰せつかってあるわけでございます。

そういう中でちょっと一例を紹介をさせていただきますと、順番ちょっとあちこち行ったりすることをお許しいただきたいんですけども、やはり私、首長に就任してから、本当に小泉さんが総理になったときに、総理が何て言ったかという、私はたかさんのことありますけれども、私が非常にそのとおりだなと思ったのは、やっぱりこれからの時代というのは、やっぱり循環型社会をどうつくるのかということ。

それと、やっぱり世界的にいう環境問題、これだと、ここに私はすごくある意味そのとおりだと思いましたし、感銘を受けたといえますか、もっと直訳すれば、我が町にぴったりのことを言ってくれてるなというそんな思いをしたところでございます。

議員の質問の中にもありました。とりわけ循環型社会を構築するという中では、これは森林というのはこれはもう典型的ですよ。自然が大事だからといって手をつけなくていいのかということ、これはそうはならない。木

材にも伐期がありますから、当然一定の施業をし、施業をした後は当然再造林をしていくということでございます。

もっと言えば、施業を行うということは、やっぱりこれ需要がなかったらこれ回らないですね。どれ一つ欠けてもだめというようなことでございます。

私の大先輩からもちょっとお話聞いたことございます。今に見て、これから足寄町の時代になるぞ。

それは何かというと、町有林だけでも本当に8,000ヘクタールを超える町有林持っているわけでございますし、もっと言えば、行政面積1,400平方キロ強の中にあっても約83%が森林という、これはもちろん国有林も含まれておりますけれども、そういうこともあって今に見て、こう言っただけから大先輩もおられたわけでありまして、私が就任した以降、とりわけカラマツというのは、なかなか木材市況が低迷しております、なかなか難しい状況にありますけれども、これが先ほど議員もおっしゃっておられましたけれども、本当に運がよかったなと思っておりますけれども、カラマツの価格がどんどん上がったということでもあります。

これはまさしくカラマツの加工技術も随分開発されて、とりわけこの役場庁舎もそうありますけれども、ラミナー材で建築資材に使えるということがございまして、どんどん値上がりをしていったということでございます。

ちょうどそのときに、本来であれば台風被害、風倒被害でありましたから、私も、とんでもない被害だということです。すぐ十勝支庁長のところへ飛んで行って、支庁長、とんでもない被害を受けたと、これから何ぼ金かかるかわかんない、ぜひ特別交付税なり何らかの財源措置お願いしますということで、すぐ飛んでいったわけでありまして、その後ふたをあけてみると、おかげさまで高い値段で売れたということで、後からこれ余談であり

ますけれども、支庁長から、町長おまえ、逆に金よこせと冷やかされたという経験もしたところでございます。

ちょっと余分なことも申し上げましたけれども、その後、消流関係がどうなったかといえますと、これは私は全く専門家でありませぬし、そういう意味ではずぶの素人に近いわけでありまして、いつときカラマツの値段、まあまあそこそこ売れたと、その現象の中でどういう現象が起きたかということ、それが地元の製材工場に回ったのかということ、そういう状況でなくて、十勝港から原木のままどんどん本州に送られたという、こういう状況も出てきたというようなことも現実として起こりました。

そういう中でそういう変遷をたどりながらこの不況、経済不況という中で、とりわけカラマツの一番の需要先というのは、輸出産業における梱包材、さらにはパレット材、これも道庁の林務局長とお話したときに、もうやっぱりパレット材というのは、やはりどうもプラスチックに変わりつつあるぞと、だから町長、これはなかなか現状の製品といえますか、これまでの中でいくと、なかなかこれは率直に言ってつらいものがあるぞと。

そういう意味では、決して足寄町がどうこうということじゃございませんけれども、これは木材協会全体でも、例えばカラマツ材を使った新たな製品の開発ということも当然必要、追求していかなくちゃいけないのではないのかというこんなこともありました。

また一方で、ラミナー材ということで建築材に使えるということになってきましたけれども、これまた、こういう不況の中であって需要が伸びないということでございます。

私は、とりあえずこれは足寄町だけで解決できる問題ではありませんから、先々週も、役員やっている関係で上京した際に、農林水産省の林野庁の部長さんといろいろお話もさせていただきました。

今、国の景気浮揚対策、あるいは環境対策の一環としてエコカー、車に対する減税です

とか、あるいは購入する際の助成金というその交付金制度もできてきております。私が林野庁の部長さんに申し上げたのは、これ経済波及効果を考えると、決してそのことを私はだめだとは言いませんけれども、これをやっぱり木の方に向けてということにはならないのかと、もっと言えば、個人住宅の新築に際してのそういった助成制度というものをつくるべきでないのかと。

当然この環境政策だとかといいますと、当然担当窓口は環境省ということでございますから、このことも私は全然否定する気ありません。

ただ、森林を守り育て、どう消流を図っていくのかというのは、これはやっぱり林業行政でありますから、やっぱり私の気持ちとしては、やっぱりもっともっと林野庁が前面に出てほしいというお話もさせていただきましたし、具体的には、これは浅はかかもしれませんが、具体的には個人の住宅、これを木造、ましてや地元の材を使うというそこに対しての助成というこれが制度化が図られるとすれば、この経済波及効果たるや、これは先ほど申し上げた循環ということを考えますと、もちろん車産業というのは、とんでもない日本の国内においては物すごい経済の位置を占めているわけありますから、ちょっと一概にはこれ比較はできないかもしれませんが、少なくとも我が町においての経済波及効果って考えたときには、これは本当にはかり知れない経済波及効果があるんじゃないのかということで、そんなこともちょっとお話もさせていただいたところであります。

これはちょっとこれも余分なことではありますが、これは今、林野庁じゃなくて国交省の方でそういったことを今メニュー化しているというお話も聞きました。これはさらに私もちょっと精査をさせてもらいたいなと思っております。ちょっと余分なことも申し上げました。

それともう一方、私の責務としては、やは

りとりわけ公共的団体である森林組合、とりわけ工場の行く末と申しますか、これが極めて心配ということでございます。

この森林組合の消流関係でいきますと、率直に申し上げて、これは別に隠すことではないというふうに思いますけれども、先ほども申し上げました工場の稼働率が16%から17%、すなわちオーダーが入ってこない、このところも実はいろいろ支庁なり、あるいは道庁の方も行ってお話をさせていただきました。

やっぱり我が町だけでありませんけれども、森林組合、組織としてはどうしても、この上部組織で道森連というのがあるんですけれども、やっぱり我が組合も道森連頼りといいますか、ここからのオーダーに頼っているというのがこれが実態だということでございます。

とりわけ大樹の町長の町長というのは私の大先輩ですから、いろいろと情報交換もしてるんですけれども、大樹の工場も大変な状況にある。先日の新聞では、あそこは今まで、おが粉をやってなかったということで、急遽おが粉の設備をしておが粉生産をするというようなこと。

それと、あそこはまた漁業の町ですから、魚箱というところにいつてるみたいでありますけれども、そんなようなところでどこも大変な状況になっているというようなことのようにございます。

いずれにしても、くどい話をしておりますけれども、この森林組合の稼働の状況、それから議員も御指摘のとおり、しからば民間の状況はどうかというと、私もある工場の社長ともお話ししましたら稼働60%ぐらいある、この差は何かというと、やっぱり消流先といいますかね、ここだというふうに私は思っております。

ですから、今後何とか我が町に工場を残したいという意味は、理想は、森林組合としてそのまま経営も成り立って、森林組合の工場ということで残すこと、これはやっぱり最大

限追求はしたいというふうに思ってますけれども、しかし、これはやはりこの現状からいきますと、やっぱり民間の消流のところ、ここも仮に道が開かれるんだとすれば、そのこともあわせてこれは追求をしていくべきだというふうに私は思っております。

そういう意味で、先ほどもお答えさせていただいたとおり、いろんな方々の御指導やら御意見もちょうだいをしながら、我が町この足寄町にやはり製材工場、とりわけカラマツの資源というのは物すごいもの持ってますから、ここを何とか、どんな形かというのは、ちょっとまだ絵はかけませんけれども、何らかの形で残すべくとり得る対応というのはしていきたい。

当然、私どもの組織の中での人員体制といいますが、このことも含めて対応できるような形でやっていきたい。それも2年も3年もなんていう状況ではないというふうに思ってますから、とりわけ事森林組合のことだけでいきますと、先ほども申し上げたとおり、工場部門だけでいきますと800万強の赤字、さらには管理経費も含めるとやはり2,000万に近い、2,000万弱ぐらいの管理経費も入れますと経費ということになりますから、本当に経営者、経営の観点からいきますと、これだけ不採算部門を切り離すと、こんなことにも全くなりかねないということも予想されるわけありますから、できるだけ早い時期にその可能性、素絵、絵図面でいきますと、素図ができた段階で、早急に具体的なそういった話し合いに入れるような形を追求してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 現状の森林組合の工場では無理なんですよ、どれだけ優秀な経営者がいても。無理な原因というのは、林構、一番新しいので58年あたりに導入した（不明）でね、要するに私があそこにいたこ

ろもそうですけども、一番問題点はやっぱり生産コストなんですよ、生産コスト。

あの状況の中では、生産コストを下げるというのは限界あるだろうと。まず一つは管理経費の削減も図って見たんですよ。例えば民間工場と比較して、管理経費の部分でどうなんだろうということを検討したことあるんです。それはそれでももちろん削減はできるんだ。しかしながら、一方で一番根幹たる製造にかかわるコストが落とせないというんです、ということがもう明らかに、今現状でも明らかなんですよ。

だから現状の中で800万赤字、一般管理費2,000万というのは、僕に言わせれば上出来かなと。ということは、10月後半、10月入って以降の収益も落ちてますんでね、たしか6,400強の全体の製材量という認識してるんですね。

だけど今年度の事業計画を見ると、その6掛けか4,000までいかない状況になって、単価2万4,000円ですよ、見てるの、事業計画の中で。今1万9,000円から2万円と、場合によったら1万7,000円だって、こんな経済不況にならなくても、事業展開がオーバーフローしたときに、元先へ行って営業をしたとき、ダンピング競争をやるみたいな状況なんですよ。

しかし、工場操業をストップする、ストップも若干したこともありますからね、夜もいいということでオーダーを受けて操業するという状況もあるんですけども、しかし、それはやっぱり長期的に立ったときに、賢明な選択じゃないんですよ。

だから現状の中では、やはり例えば国に対しては、道は環境税どうなるか、例えば森林交付金とかね、森林を持ってる者は環境温暖化の一定の、まあ町長から、小泉構造改革の称賛の言葉を聞くというのは、私はちょっと意外だったんですけども、それはそれとしてね、すべてだという意味じゃありませんからね、私は、やっぱりそういうもののひずみを一つ改革していい面だったのかなと思ってま

すが、悪い面もたくさんございましょうけども、まずとりあえず今本論から外れないようにね。

そういう意味では、やはり大きな外的要因にかかわる政策遂行のための国・道あたりの町の政策遂行のための歳入確保をね、これも大事なかなという一方で、もう一つ、やっぱり町がみずからやる分って何かやれないのかと。

私は、今回の場合は合体、民間との絡みの中で一連のやるということが最善の策かなと思ってるんです。詳細は語りませんが、ただ、その場合に町がみずからやれる分何やれるのかと。

それはやはり、今例えば木にかかわる分についても、役場庁舎とか小学校とか、いろいろな木の使用量の、このラミナーというのは、集成材の原板のことをラミナーというんですけどね、それはやるよと言いますが、集成工場、足寄町にあるわけじゃないんですよ。固有名詞は避けますけど、大体3~4カ所のオーナーとお会いしたことありますからね、承知してますけど、それじゃあ足寄町産の原木だなんていったって、足寄町産の原木に全部赤い色でどこへ行っても赤い色が、昔、受け入れするとき、今はそんなことしてませんが刻印打つんです。

あれどこまで切っても、そのために刻印、盗材をしても、盗材してもわからんようにするのが一つの手法だったんですけど、そうじゃないもんですから、それと同時に、使用量だって、ラミナー製造のために森林組合に事業を特注した分だって、それはあのとおりのボリュームですから、それほどでないんです。

私はね、やはり今回の台風被害に向けたときに、あの物流をこう見ててね、森林機構の分については処分権、足寄町にございませぬからね、それに対する収益権はもちろなあって歳入確保できましたけどね、やっぱり町がみずからやれる分の消流については、やはりこれはこの状況ですから、もう自町内に限っ

て、先ほど申し上げたように3万立方も消流するだけの能力あるんだ。

全体で4万2~3,000立方あれば今の一定のね、現状の製材原木量からいくと大体間に合うわけですから、それで3万もやる業者もいるのに、実際問題、やっぱり実際どこまで私は町が精査してるかわかりませんが、雇用の問題もあり法人町民税の関係もあり、それから今の一連の消流、原木消流というものをね、私はだから道森連、あの森林組合の常勤に会って言ったんですよ、系統で支援したらもう車回す、交錯するんですよ、行ったり来たりするんだよね。

極端なこと、陸別の材が音更の森林組合へ入ったり、陸別だったら足寄へ入った方が一番近いでしょう、輸送コストだって。やっぱりそういう交錯して、コストでなくて、それは仕入れをしていただけない場合はやむを得ないから、一概に言えませんが、そういう意味合いからいけば、やっぱり今の自町内の、資料は手元に私承知してるし、町長も承知してるでしょうけどね、やっぱりその辺の町がみずから判断して、ある程度閉鎖的になるかもしれません。

言う人に言わせれば、いやいや、特定な業者にだけ利益を与えて、不特定多数の町民の財産を町が損なってるんだという議論もありましょう。そういう局面ももちろんありますよ。

けども、やはりこういう状況になったら、思い切ったやっぱりことを対応してね、そしてやっぱり消流をしていくことが、今現に民間企業で3万立方も4万、先ほど言うように製材でもって1万5,000円から6,000円ぐらいですから3万以上使ってる、その主たるものをほとんど入れてるわけですから、民間です、工場ね。

お隣の町から入ってる分もありますし、よそから来てる分若干ありますけどね、そうすると自町内のことを考えたら、今、自町内のもとも補助造林でやった、この町有林というのは、亡くなった元名誉町民の高橋安蔵さ

んがね、将来足寄町の町民に税金を使わなくてもいいということの始まったのが、営林署にいた高山さんという監理官を林務課長に据えたのがスタートですから、しかしながら、緑のオーナー制の国でやってるようにプランニングどおりいかないですよ。

市況価格がそういう先ほど申し上げた国、グローバル社会の中で、社会的流通経済の中で価格がそのようになりませんでしたからね、だけでも今この時点では、足寄町がみずから自分で処分権のあるものについては間伐に持って、今、間伐事業のメニューも今出しますよね。作成終わってますよね、去年10月付で。そういうものをみんなその中でやっぱりやれるんですよ、やっぱり。

それをやっぱりきちっとやらないと、ミスマッチになるんですよ。片方だけやると、片方の消流もろもろ含めミスマッチになるんですよ。だから全体的な経済を考えたとき、足寄町全体の私プラスにならないなど。

まあ、午前中はこの程度にいたしましょう。

議長（吉田敏男君） 発言中でありませけれども、ここで暫時休憩をいたします。1時再開といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

8番高橋幸雄君の再質問から始めます。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 時間が午前と午後またがってしまって、先ほど申し上げた分だけ、とりあえず町長の方から御答弁まずいただきますでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、議員仰せの現状の森林組合の工場の状況からいっても、生産コストの問題でありますけれども、これは私もある意味、先ほど来からお答えしてるとおり、いろんなところ

でいろんな情報収集もしている中で、やっぱり工場相当古いという、施設的にも古いということも含めて、一方では、これまた余分なお話かもしれませんが、近代化になってないがゆえに、ある意味、雇用の確保にもつながってるというそういう部分もありますけれども、いずれにしましても、本当に生産コストの削減という部分でいけば、これまた現実問題として厳しいものがあるなどというふうに認識もしているところでございます。

それから、ここがやはり私も思っているところといたしますか、核心の部分かなというふうに思うんですけども、先ほどもちょっとお答えをしましたけれども、本当に消流のことも含めて、議員仰せのとおり、例えば民間との合体ということも選択肢の一つであるなどというふうに私も実は認識をしているところでございます。

ただ、先ほどもお答えしたとおり頭の中にはありますけれども、これはなかなか行政という立場の中でいきますと、なかなか、じゃあそこのところを具体的に、どこかは別にしても、民間業者のところの方との具体的な話というのは、なかなかこれまたストレートにはいかないのかな、そんな思いもしていますから、そこで先ほど来から言っているとおり関係機関といたしますか、とりわけ私が今相談をかけているのは、支庁なり、あるいは道庁ということでありませけれども、そういったところの御支援や御指導もいただきながら、その部分の可能性というのもやはりこれは追求をしていかなくは、これはなかなか難しいんじゃないのかなというふうに思っていますから、当然核心の部分の民間との合体といたしますか、連携といたしますか、この形はどうなるかわかりませけれども、そのことも当然検討の中の重要な部分だなどというふうに私も認識をしているところでございます。

それともう一つ、3点目に、町みずからの消流ということでございますけれども、このこともいろいろ、いろんな場でいろいろ、どこの自治体も森林組合の組合員ということに

もなってるのも事実でありますから、いろいろどんな扱いをしてるのかというそんな情報収集もしているところでございます。

そのこともどういう具体的な方法があるのかということも含め、これはもちろん議会の御理解をいただかないと、これはまた難しいということにもなってくるんだというふうに思いますから、これもしっかりと検討させていただいて、当然議会の方とも御意見をいただくと、ちょうどいする場も設けていきたいな、こんなふうにも考えているところがございます。

また、先日も足寄のですね東北道木材協会の足寄支部の総会にも招かれまして、私も参加をさせていただきましたけれども、これは同じ林業関係の団体として、やはり今の現状を非常に憂いておられてましたし、そういった意味では、木協としても、今後町内のそういったことをどうしていくのかということも一定の議論もされてるということもございますから、いずれにしても、いろんな方々のいろんな御指導や御意見をちょうだいしながら、それもできるだけ早い時期に少なくとも青写真だけは描いて、具体的な行動につなげていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） やはり今やるべき対応のやっぱり政策構築に際して、現状の経済活動をきちとやっぱりとらまえる必要あるのかなと。それと同時に、まず我が町のやっぱり現状の状況下の中でどういう政策構築があってしかるべき政策なのかと。

先ほど申し上げておりますように、今回の一般質問の主体テーマは、カラマツ製材工場の政策対応ということでお尋ねをさせていただいてますがね、それにかかわる事業の実態というものがどういう状況なのかということをやっぱり精査をしていかなければ、それがまず基本だろうと。

これは午前中にも申し上げましたように、現状の中で2万1,000立方強のカラマツ製材が生産をされると、そうするとおのずから、その倍以上の4万立方以上の原木というものが製材原木として必要だと。そこでその製材原木というのは、現状の中で造材事業を執行する上です、どういう形でなされて、その4万立方の製材原木が供給されてるのかと。

私は申し上げてますように、現状の足寄町内でも3万立方以上の、1社ですよ、事業能力のある企業もあるわけです。これは専ら専門にやってる事業者ですよ。そういうことを踏まえたとね、仮に民間一体となったときに、そういう企業の状況というのが一変していくわけですよ。一変していくわけですよ。そういうことをきちとやっぱり押さえないと。

したがって、やはり4万立方ということになりますればね、事業体でも2億以上のやっぱり事業費のボリュームがあるんですよ。アバウト的計算でね、アバウト計算で。それ以上の事業体あると。

製材工場は先ほど言ったように人件費1億以上ある、雇用波及効果があるかなという、そういうものをトータル的にうちの町として道と国と協議することは、一定の政策構築をして、そのことを具現化しようとするときに、どのような財政支援と制度的なことを受けられて、町民の御負担をなくするかという政策が具現化できるかということなんですね。

その前段として、前段として、実際の今ある現状の事業実態をきちと把握するとともに、その状況がマイナスにならないような、阻害にならないようなやっぱり一定の政策構築にならなきゃならないと。

特にうちの町の場合は、やっぱりこれだけの資源背景があるものですから、午前中のお尋ねの趣旨にも申し上げましたようにね、町が独自で政策的に自由裁量権の持つものについては、この段階においてやっぱり特段な政

策があつてしかるべきでないかなと。

一般町民に立ちましたら、町民の財産だから一円でも高く売れた方が、競争を戦わせて売れた方がいいと、歳入を確保するというそういう一定の単純的なとらまえ方もあるでしょうけども、この今の状況下の中ではね、うちの町はどのように自立して、雇用創出を減退させない中で、そしてかかわる企業も衰退させない中で政策構築を可能にしないと、特定な者はいいけども、特定な者にひずみが出てくるというような、午前中も小泉構造改革の話で一部、まあアバウト的にはね、民間のできるものは民間と、そんなものお役人でなくて、これはこれでよろしいでしょうけども、今、テーマとしているのはね、あくまでも民間サイドですべてやってることですよ。

行政がどのようにかかわっていくかと、行政の財産をどういうふうに分けていくかと。町長の答弁の中にも明確に言ってますよね、あの台風被害で風倒木被害整理の中で機構が処分した消流を見てますと、十勝港から船積みしたという話も出ましたよね。だからそういうことであるとすれば、あれだけの貴重な、あれだけのボリュームの大きいものがそういう状況になっていくんだよね。

そしたら地元のかかわる事業者がどれだけ参画をできたのかなと。あの事業落札リストを見ますとね、大手の名前がずうっと並んで、地元における事業者なんていうのも、こうやって片手で数える程度ですよ。

私はやっぱりね、この局面というのはやっぱり思い切つてね、財産の処分にかかわることはあつてしかるべく、価値の高まるような歳入確保ということは大前提でありながらも、あつてしかるべきことがあるんでないかなと。

今、昨年の多分10月ごろに策定している間伐関係のあの一定のリストを見ますとね、それ相当の林齢があり、間伐促進をしていっても、その事業のあり方をね、やっぱりこういうこともトータル的に考える私は必要があ

るんでないかなと。

だから午前中の御答弁の中にも、例えば集材とか各あれですよ、行政執行の中で木利用ということですけど、それだけでそのことは例えば公営住宅も、私は余り細かいことは申し上げませんが、申し上げませんが、トータル的にはそれほどのボリュームにはならないんだ、それだけでしたらね。

しかし、今のカラマツ製材を原木とした製材の場合は、相当の先ほどから申し上げた2万1,000立方、現状の中でもね、昨年10月以降、そういうことでもトータル的にはそれ以上のボリュームあるわけですよ。だからそういうことを考えると、その時点でやっぱり特別に政策をやっぱりやる必要があるんでないかなという思いをしてるんですよ。

場合によってはね、森林機構に対しての処分のあり方等についても、処分はもちろん森林機構なんで、処分の影響、分収契約に基づいて受けるだけなんですけども、もうちょっと踏み込めないのかなという私は思いをしてるんだよ、あの状況を踏まえて。

だから午前中に私が申し上げましたように、あの風倒被害が年末からことしにかかってやってしまったらどんなことになったんだろうと、ずうっとそら恐ろしい状況ですよ。

消流はできないもの、山づくりはその状況を除去して、造林事業はいいんですけど、完全の価値あるものがもうほとんど二束三文の状態ですね。だからある山が、個人の山ですけどね、3,000万ぐらいでという業界の方がおっしゃってる。今の状態なら、もう半額でも売れるかどうか。経済ってそういうものなんですよ。

だからそういうことを考えたときに、行政がやっぱりなすべきことは何なのかなと。言ってることは地産地消とおっしゃってるんですけどね、現実的にはそういう状況に全くなつたらんと。

町長は冒頭の答弁で申し上げましたように

ね、うちの町は農と林ですよ、基本的にやっぱり、産業振興上のバックボーンは。そういうことになるとその林に単なる造林造成だけで終わるとすれば、果たしてそれでいいのかなと。それじゃあそれにかかわる雇用創出というのはどうなっていくんだろうなと。

農業だって、農業だって、基本的には昭和40年代から今のこの状況を見ますとね、全然就業人口を見たって、それだけやっぱり集約化もされてるし、高齢化だけの問題ではないんですね。総生産額は落ちなくても。

私の小さいころ、馬で畑おこした（不明）馬で畑おこすなんてとどこにもありませんのでね、そういうことを考えると、一定の生産額があったとしても就労人口が全く違うと、だからとりわけそれはやっぱり定住人口にかかわることなんです。

私は、やっぱり新たな取り組みをすることも、もちろん基本的には、次の質問者の関係もありますんで、この辺はさらっと、余り言及は、私の持論を展開することは、常識的にすべきでないと思いますから言いませんけども、やはり今あることで付加価値を高めながら定住を図りながら、ということは雇用振興を図りながら一体化できないのかな。

私はただ、一度も下川町へ行ったことないんですね。今、下川町さんとも我が町提携してやってることがございますね。私、まだ一度も行ったことはないんですけども、自分の行っているそれにかかわっただけの情報からいくと、あそこは50ヘクタールぐらいでずっと、あるいは国有林野なんかも、置戸さんもそうなんですけども、だからやっぱり何が一番、振興を起こして雇用創出図れるかというのもいい一つの資源背景があることは、よその町で考えられないことですね。

例えば静岡県清水町でしたかね、もう相当年数になりますね、火の見やぐらへ上がったら、真っ平らなところでもう町が全部わかるようなところね、あんなところで森林なんてったら、林業振興たってどうもなりません、何も無いんだから。山も何も全部住宅ですよ。

だからその町独自のやっぱりまちづくりのあり方、私はこのことでもって工場をなくするような状況になったとしたら、だから午前中も申し上げたように、私の経験則からいって、森林組合というそういう一つの組織体を考えたら、ただ、その職にあってもすべてが公共事業ですから、言ってみれば。

あの欠損金出たときの平成7年からずっとあとかけて、香川前町長が決断したときのあの公的注入のあの状態というのは、やっぱり基本的には、やっぱり一般管理コストを下げるということは限度あるんですよ。そうすると給与者というのは、もう何もしなくても、いすに座っても給料払わなきゃなんですよ、特別のない限り解雇なんかできませんのでね、そうするとどういうことになるかというと、収益を確保するんですね。

だからあの当時つうけん、NTTさんの下請の大手の北海道につうけんという会社に除伐事業、国道の芽登坂の上がりからずっと除伐事業をやって交通規制をやったら、あの夏に暑いさなかに自分みずから行ってやった経験あるんですけども、やっぱりそうやって収益を、だからホクレンぐらいになると、会長室にどんと座ってても、有能な職員がいて流通1兆円産業ですからね。だけどやっぱりこういう末端の単組になると、そうかといって役員報酬はそれなりに支給、赤字に限り限り支給することになりますからね、やっぱり収益上がることですよね。

コストを下げるということも、だからコストを下げるというのは、今の製造の状況ではまず無理だろうと。そういうことはやっぱり語らなくたって、通常なら理解の範疇なんです。やっぱり働く人には労働基本権ありますけど、役員には労働基本権も何もありませんから、365日勤務ですから、24時間ですから、そういう思いの中で今の状況を、難局をどう乗り切るかという戦略構想を描くんですね。

だから副町長以下、私の聞くとところ3人ぐらい、組合へ行っているんな状況を把握しな

がらというけど、どんな戦略構想か私は知りませんが、私はその子細に言及するつもり毛頭ありませんけど、行政としての取り組みとしてね、前段申し上げたようなことをやっぱりきちっと取り組んで、地産地消、雇用創出、我が町の林業振興ということ、単なる活字が踊るのではなくて、通常の（不明）役員なら、新聞の活字に例えばWTOの問題とか、それぞれ組織によって題材は変わりますが、それで済むということに、それは国がレベルを進めることだから。我が町ってそんなことでは済まないわけですから、実際に経済活動が行くわけですからね、そうするとやっぱり特段のやっぱり決断が必要なのかなと。したがって、ガリレオの話の地動説の話もしたのもそこにあるんですよ。

あれは数十年後ですよ、地動説唱えて裁判、宗教裁判にかかったのは。だけどこのことはもう近々のことですよ、近々のことですよ。

あなたのやっぱり一つの政策、だから香川町政の平成7年のあの動向も、よく議会議員の人方も、6,000万といたら大きな額ですね。当時も3,468万、今でも。あの当時も同じですから、増資してませんから。それだけでよく、実質1億です、その時点ですね。貸付金ではございませんのでね。そういう決断をされた議会もね、その辺の一つの見識もすごいなと思ったし、決断をされた提案した首長もすごいなと。

今あなたの順番に来てるんです、そのことが、この状況の中でね。このことはあくまでも前向きな形の中で進むわけですから、ただ、先ほどから言ってるように、一定の政策構築して具現化してスタートさせるんだけど、それを担う人ですよ、その辺がどうなってるってね、頑張ってもらえるかの懸念はないわけではありませんけど、大枠としてのプログラムはそういうことなのかなと、このように私は思うんですけど、いかがでしょうかね。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に単に行政の役割、あるいは民間企業の役割、もっと言えば、今林関係でいきますと、とりわけ町も出資をしている森林組合との関係等々を含めて、やはり行政の苦手という言葉を使えば、ちょっと適当でないかというふうにも思いますけれども、いわゆる経済的な部門でいきますと、やはり私もは、やっぱり余り得手としてないといいますが、どちらかという弱いというふうに表示した方がいいのかもしれませんが、そういう中であって、もっと言えば権限の問題もありますけれども、ただ、そういう中であって、先ほど私も答弁させていただきましたし、高橋議員からもお話があったとおり、やはり我が町の基幹産業の林がこういう大変な状況になってるというところで、これは行政の問題でなくて民間の問題だよということで単にそういうことで片づけられるのかということ、もうそんな状況でないというふうには、それはもうそのところは私も認識しておりますし、そういう意味で何らかの方策といいますが、政策の展開といいますが、これは必要だというふうに思っているところでございます。

そこで、るるお話もいただいたところでもありますけれども、具体的には、できれば7月からその体制といいますが、その可能性を、先ほどからお答えをしている可能性を現実のものにするといいますが、青写真を描くために人の配置もしながら、早急に具体的な協議に入れるべく、まずは、まずは行政としてそのところをまず固めたいなというふうに考えているところでございます。

ちょっと中は省略しますが、当面の目標としては、少なくとも森林組合の今期の決算時前までには少し一定のものを構築していかないと、森林組合の今期の運営基本方針の中にも、加工部門についてはやはり存廃のところ直に直面してるといようなことも方針として示されているわけがありますから、先

ほどもお答えしたとおり、1年ないしは2～3年中にはなんていうそんな悠長なことは言ってもらえないというふうに認識しておりますから、できるだけ早く、もちろんしっかりとした間違いの情報収集も含め、さらには先の見通しを含め、先ほどもお話しいただきました、今、国も大変な状況ですから、いろんな政策も出してきているわけでありませうけれども、ただ単にお金ももらえるから、何かつけ焼き刃みたいな感じでやればこの問題クリアできるのかということ、決してそうでないというふうに思いますから、やっぱり基盤となるべきものをしっかりと、その中に効果的なそういった制度の導入というようなことも可能であれば図っていくというようなことにしていけないと、これは当面1回か2回はクリアできるかもしれませんが、中・長期的にはちょっと難しいというふうに私も認識していますから、早急にそのところを手をつけたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） この政策構築に人的対応を、また、私も求めたい質問項目に入っておりますけど、町長、積極的に前段私の意を察知してね、前段今答弁いただきましたけど、やはり現状のスタッフの中では、これは森林組合も同じなんです。森林組合も、公共事業という絡みの中で一定のしるい行為がたくさんあるわけですね、大変なんです。新たな政策構築をするという能力以前の問題として、人的対応が私にはできないと思うんです。

だからそれは特別に、行政のセクションもそうでしょうけど、森林組合だって、みずから政策構築を支庁なり町なり関係民間企業との提携して、そんなことの中で新たな構築するだけの余裕は私はないだろうなど。したがって、それは行政の方で一定の状況の中でやはりやるのが妥当だなということで今申し上げていこうと思ってたところが、町長もその

ように答弁されました。

そこで、私は先ほどから申し上げてるように、今、町長明言されませんでしたけど、小泉構造改革の中でね、まあ基本的な発想としては私も了といたしますけど、そのひずみの問題ですよ。

だからそれは自町内でできる首長の権限の中でできる事業体は、今ある事業執行状況に阻害感を与えない中で、今求めているものをどのように具現化して整理をかけていくかということが私は基本的なことだと思うんですよ。

そのことが今の地産地消云々、それから雇用、自町内の雇用創出も含めて財産処分のごとも絡めて、トータル的に今の状況をどのようにやはり構築していくかということが基本なんですよ。これは現状の中で、町長が答弁するような状況にまだないだろうと私は推察いたします。

私は頭の中でいろいろとプログラムは組んでますけど、私、執行する立場でございませぬのでね、ある程度一議員として提言をする一般質問する身でありますけど、そこまで詳細にわたりませんが、大体的にはそういうこともきちっとやっぱり精査をしていかないとひずみが出るなど。ひずみが出るということは、その事業所の事業ボリューム、あるいは雇用創出にかかわるなど。

他のとこに住んで、事業所だけ来て例の機構の処分みたくやって、はいって持って行って高く売れたからよかったわという、それは一過性の問題なんですよ、それはあくまでも。

分収の中で収益があった、よかったよかったというね、例えば具体的に言うと、例えば従来だったら、一定の森林機構の造林地は再造林認められないって、富田町長のころはずっとそういう、しかし、あれ伐期来て切ったとき、あとどうしようかなと。

天然林と違って人工林の場合は、放置いたしますとね、山づくり造成に非常に著しく通常の天然林と違う状況になるもんですから、

どうしても再造林が必要になってくるんですね。そういうときに困ったなと。

なかなか国の方もそれまで予算措置、公団の方もと、こういう経過で来たのが、今回一挙に解決したというのは、結果としてね、ただ、だけどそれは一過性の問題ですよね。だから先に向けて、やはり私が申し上げてるように、一定の政策構築することによってひずみの問題、かかわる事業体の問題、雇用創出の問題、もろもろ含めてもうちょっとシビアにこの際きちっとしていかなきゃだめだな。高く売ったからよかったなんていう、そういう低次元のレベルではもういけないのではないかというふうに私思うんですよ。

そういう関連の中で例えばカラマツの副材の、副材と申し上げます副材ももちろんのおが粉もそうですけども、今私が在任中におが粉製造、もとのチップ工場、あれ補助申請するとき相当苦労しましたが、あの旧態のチップ工場を再利用してということで、補助年限の関係あって相当道と、道が農林省と協議していただいて、結果的に設置することはできたんですね。それは一昨日の大樹町森林組合のおが粉ですよ。

そのことは単なる事業体、組合経営の事業体を存続するばかりでなく、もちろんねらいの中には、パルプ業界がやはりなかなか厳しい状況になって、パルプの消流価格の落ちとか、その処分に対してやっぱり多目的に間伐材等も使うということもあましてね、それで今の造成したのは、ただ、それももちろんありますけど、もう一つ2次的には畜産関係の人の敷わらの関係ですよ。現状の中では、今は麦稈みたいなものを使って、おが粉を使えないものですから、そういう実態にもあるというふうに私は承知してるんですよ。

もっともあれですよ、森林組合の決算書見た場合に、おが粉の売り払いも相当の売り上げに計上、決算でなってます。あれぐらい一定の、あそこ6,500立方弱の製材の製材量ですけどね、それだけのおが粉はもう一定ののこかかるもので出ますよね、そのほか

にパルプ材の消流でおが粉ということで、だけど現状は、そういうこともやっぱり行政としてどうなんでしょうかね。

地産地消と言ってるけど、そのものもね、私は直接承知はしていませんけども、同僚議員に一昨日いろいろな会話の中でお知恵を加えさせていただいたところによりますれば、全然地元業界でない方で参入されて2日ばかり搬入した、搬出したですね、ぐらいしていただいたというお話も聞いてね、地産地消の原則と、それから地元の肉畜業者の関係の敷わらとの影響どうなっていくんだろうなというお話をお聞きしたんですよ。

もちろんその業界の方も、足寄町のそういう農業者に売り払いしてることも私は承知しておりますけども、基本的にそれはあくまでも行政の全体の特にセクションが同じですから、一体化の中であってしかるべきことがあるんでないかなと。

これは先ほどから何回も申し上げてますように、足寄町長は地方自治法も公共的組織、つまり農協であるですとか、もちろん公共としてのそれぞれの、農民同盟ももちろんそうですし、いろんなそれぞれの組織あれば商工会ももちろんそう、監督権持つんですよ。例えば協同組合法からいけば監督官庁は道、北海道なんですよ、だから北海道に申請行為もできるんですよ。

一定の行政に対して実地調査、事務調査もそれできますしね、あるいは地方自治法上からいけば、もちろん4分の1の出資については、監査委員が必要なときは監査もできるし、首長が必要ならば監査委員に監査を請求して、監査委員が何もばやとしてたら監査請求もできるんですよ、25%以上の出資があれば。そんなこともあり、もちろん2分の1以上あればもう完全に報告ですよ、したがって、農産公社がその対称例ですよ。

だから特にやっぱり森林組合は、首長の場合は町民の血税を出資として投入をしてることもあり、また、地方自治法上の公共団体の首長として、地方自治法157条の規定を受

けてそれだけの権限を監督権を持ってるんですね。

そういうことを総合的にトータル的に考えますときに、これはやはり何かがあったときにね、相手方も相談に来るとかこちらが状況を聞きに行くって、そんなことではなくて、もう少しシビアであってはいかがなもんかなと。

これは平成7年の香川町長の12月定例会の話をしましたけど、香川町長が就任する5月よりその先の、それは香川町長の1期目の話ですから、まだ富田町長のころのずうっと資料を見ますとね、債権になって3億円ぐらい借り入れに残って欠損金出て、そして来るとき来るときも、会議24回というふうに私記憶してますけどね、年間に。

それは当然足寄町も行ってますし、支庁も来ますし、もちろん道森連からも来ますし、もるもる集まってやるんですけども、問題は会議の回数じゃないんですよ。人間の親睦深めるには会う回数は多いほどいいですけど、会議というものはそうやって決まった結論、メニュー、結論なんですよ。結果的に同じような形で議会に再建計画だか何か、そんなレジメが出てくるんですね。そのとおりいったこと、ただの一度もないんですよ。どうもならなくて結果的に500万の予算提案があったことで、中身は先ほど話したような状況ですね。

私はね、やっぱりそういう局面でなくて、そしてもう一つつけ加えればね、当時私がいたころは、私は行政を34~5年、いろいろと自分の目で見て行政執行を見させていただいてるけど、やっぱり組合職員は、町の職員よりやっぱり何割増しに仕事しますもね。やっぱり時間帯の問題もありましょうけどね、そういう意味では。それだけやったとしてもなかなかいかないと。

役員も、そんなふうにいってれば、よっしゃよっしゃというようなもんでね、なかなかプロの専門家が今の木材業界、林業業界関係者がなかなかやっても、今管内の大手の社

長さん、相当お話しても、うんちくのあるお話をして林業全体にかかわる分、相当何回もお話をお聞きしたことがありますけどね、相当今の時点でも、あれだけの規模が大きくなってきて今頭を私痛めてるなど。

ああいうノーハウのある経験則のある方、またそれに携わって第一線で指揮をとっている、現職議員も1人いらっしゃいますけども、そういう方でさえも、厳しいときに異業種交流というわけじゃありませんけど、役員というのは、そういう方ばかり集めて役員構成してませんのでね、御案内のとおりで一定の選考規定に基づいてやってますよね。なかなかやっぱり、言葉ははっきり言いますと、素人ではなかなか難しいのかなという思い私はしてます。それほど難しいんです。能力以前の問題なんですよ。経験則ももちろんありますからね。

だからそういう状況の中で結果的にそうなると、平成7年のあの状況からいくと、恐らく固有名詞は避けますけども、当時の役員さん方で金融機関に対して約定書に連帯保証になってますから、ほとんど財産なくなった人いますよね。だからそういうふうになると今度役員のなり手もなくなるんだと、こんな状況になってますから、それであってはいけませんよね、それであってはいけません。

その先に、やっぱり大口出資者であり監督権の持つ首長が、やっぱり要請に基づくんでなくて、随時コンタクトをとりながらあるべき姿をやっぱり模索して構築していくという、そういう姿勢でないと私はいけないのかなと。

今回は遅いとか早いとかの問題でなくて時宜を得た、理事者も明確に政策構築するとおっしゃってるから、あとは問題は地産地消をどのようにいくか、雇用創出を今の小泉構造改革のような弊害のなつた分をないような形で今これやり遂げるためにはどういうことかいいのかなということをお聞きしたいので、その辺もきっちりとしてやっぱりしていかないと、片方はよかったですけど

も、かかわったところが全然だめだったと、したがって、事業所もなくなっただけ、もちろん事業所ないところに雇用なんか生まれるわけないわけですから、これはちょっとやっぱり、江戸時代のことを私は申し上げるつもりはないけど、もう少し閉鎖的な意味で、うちの町が自立する意味での政策展開が模索しなきゃならんではないかなと。

ただ議会の中で、いやいや、もう木利用の中で役場庁舎もそうですし、今の公共事業の国の指導もあり、木を使ってますよって、そんなもの全体のボリュームなんかはね、全体のボリュームでそのことが基本、積み重ねだから大事なことは大事ですけども、それは欠かすことはできませんけども、それだけではやはりこの段階ではいかなるものだろうかなと、もうちょっとやっぱり果敢にいく必要あるんでないかというのが私の申し上げてる提言の一般質問の構想なんですけど、いかがですか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） るお話をいただきました。本当にうなずくばかりというそんな思いでありますけれども、ただ、本当に先程来からお答えしてるとおり、やはり我が町においての林に関する部分、すなわち基幹産業という大事な部分含めて、これは本当にしっかりとした対応をしていかないと、本当に町の崩壊にもつながりかねないというこんな認識もしていることも事実であります。

ただ、また一方で、議員も仰せのとおり、これなかなか素人ではちょっとこれは難しいな、そういう意味では、私も全くの山に関しては全く知識不足ですし、先ほども言ったとおり、単に足寄町は木材資源のあるところだから、おまえさん役員やれよったら、断る理由もないんで、いや、わかりました、できることであればということでお引き受けしてるといようなことでございます。

そういう中であって今の動き、これもまた議員の先ほど来の御質問にもありました。全国的には環境税の創出ということをお願いを

したり、あるいは北海道においては森林環境税というようなことの創設ということもお願いをし、動きも活発にしてるつもりでありますけれども、これなかなか実現にはまだ至ってないということでもあります。

ただ、また一方では、仮に実現したにしても、我が町でどう森林整備、あるいは処理のこともどうしていくのかというこれが土台がなければ、ただ単にお金をもらって、ああ、よかったねということで終わらすようなそんな単純なものではないなというふうに、とりわけ昨年来からのこの不況のあおりという部分でいきますと、私もそんな単純な問題でないというふうに認識をしております。

再三お答えしているとおり、ともかく一刻も早く町としての考え方をやっぱり青写真を描くということから具体的にどう動けばいいのか、もっと言えば、場合によってはいろんな民間の方々の御意見もいただきながら、道や国に対してのいろんな政策要求ということにもつなげていかなくちゃいけない部分もあるなというふうにも痛切に感じているところでございます。

当然、議員のお知恵もおかりしなくちゃいけない場面も当然あるというふうに思ってますし、やはりこのことは議会ともしっかり調整をさせていただきながら、私ども集めた情報は、とりわけ所管の委員会にもいち早く相談をしていく中で、やっぱりあるべき姿といえますか、まさしく生き残りをかけた取り組みをしていかなくちゃいけないということを強く思っているところでございますので、遺漏のないような対応をしていきたいというふうに思っていますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 理事者も基本的に私とそんなに変わらないのかな。非公式みたくでも話したり、いろんな対応の経過もございましてね、まずこれはもう世界不況が1857年でしたか、1857年はマルクスが資

本論の第1部を刊行した年かな、その前年ぐらいあたりには世界不況ね、先ほどイギリス3回のお話ししましたけど、本当に真剣にこの、こういう政治になってこれだけの不況というのは、経験するの初めてなんですよ、私自身も。私自身が初めてということは、町長だったて初めてでしょうけども、そのときにやっぱり二十代に読んだ本をもう一回引っ張り出して、マルクスはどういうふうに言った、ケインズはどういうふうに言ったのか、どの辺にどうなってるのかということやね、なぜこういう構造になるのかということも勉強し直したんですよ。

そしたらやっぱりガリレオがこうやって地動説を唱えたとき、相当たたかれて異端児扱いされて宗教裁判までかけられたけども、科学が証明されてね、地球が基本に回って太陽が回ってるというのが天動説はね、そんなんじゃないことが今の現状御認識のとおりなのが証明されてなった。私はね、今本当にそれぐらいの果敢な状況でやらなきゃだめだなと。

ただ、やるに当たって、発想はいい構想はいいけども、走って見たらそのとおり走らなかったというんでは、私いつも思うんですけど、スペースシャトルが飛ぶ直前になって燃料にどこかに故障があって、若田さん戻るの延びたんですよ、その関係で。どうしてあんなことになるのかなと、初めてでもなにのにという思いあるんですけど、そういうものなんですよ、やっぱりね。

あれだけ科学を推移してああいう状態で宇宙へ飛ぶあれだけの、ましてや、経済なんて生き物的なこともありますからね、だからある町のように、ある町のように、今までそういうことは枚挙にいとまないとはいいませんけど、地場の大手がね、地場の大手でもって関連する事業から関連するところからそこが倒産をしたときに、その町に与えてる打撃がすごく大きかったんですよ。新聞紙上で何かちょっと名前は余り、不名誉なことですから申し上げませんがね、そういうことはやっ

ぱり今までの経験則にあるもんですから、今回この構想を具現化していったときに、逆にそういうことだってあり得るんですよ。

イニシャルコストはいいですよ、初期投資はいいですよ。だけど問題は、やっぱりランニングしていく、事業体を運営していくところにそのことが血税が冗費になるかならんのか、金のたれ流しにならんのか、名目は林業振興であるとか雇用創出と言ってるけども、それ以上に町民に対する財政負担があるようなことになりやしないかということも一つはきちっと考えなきゃなんですよ。

だから私は何回も申し上げてるように、これだけ果敢な政策でありますれば、一番問題点は、やはり関連する業界方に阻害ならんような、そしてなおかつ阻害にならんということは、それに働く雇用創出も当然減退にならないような、そういう大枠的なとらまえ方をきちっととらえていかないと、この構想はただ単なる森林組合の工場を維持するためって、こんなレベルの話だったら、こんな一般質問なんて私は申し上げませんから、森林組合の総会で言えばいいだけの話ですから、それだけに行政のやっぱり持つ使命は大きいのかな。

先のこともあるもんですからね、やっぱり担うものの問題もあるんですよ。日本郵政の西川さんが妥当か妥当でないか、そんな議論は別として、やはりそういう（不明）なものもあるんですよ、現状的にはね。私はこれは非常に厳しいなと思うんですよ。先に向けても構築も大変だと、構築した後も大変だと。担うものです、やはりね。

だからかつて経験則からいけば、こうやって議論、議会でこうやっているんな議論をして自分の論理展開していいんですよ。たまたま運悪く自分がそのポジションに置かれたときに、それにかかわった職員から皆さんやっぱり冷ややかな目で見られて、議会もそうでしたよ、針のむしろで8年何ヵ月おりましたけどね、そういうものなんですよ。

そういう自分の経験則からいって、この先

に向けた構築も非常にやっぱり大きな意味合いを持つものですから、したがって、人的配置をして4月からスタートする、これは非常に即執行するわけですから、非常にすばらしい決断だなと、ガリレオと匹敵をするかどうかは別としてもね、いい結論だと思います。

だけでも、そのことも十二分に考慮に入ると同時に、もう1点は、行政がさ、常日ごろこういう事態が生じない間にも、法的にも町民の血税を投入、出資者を代表する首長としても、二面的な意味で一定の責務はあるということを常に認識しながら、定期的いきちっと行って、そして役員会でもオブザーバーでもいい、場合によっては理事に就任するぐらいの気持ちで、やっぱりそれぐらいでないと、密接不可分の形の中でいかないと、先に向けてこの構築成功後も大変だなというふうに私は思っておりますんで、この議場で言って構想を打ち上げてうちはいいけれども、実際それを具現化して走り出した時点でどうなるのかなと。

だからそれを何回も繰り返しますけど、構想打ち上げについても、きちとした関連も含めて整理をかけて、すべてがうまくいくということあるんですよ、すべての関連手法うまくいくという方法はあるんですよ。さっき地産地消の大枠の話もしましたね、それから一定の関連する企業の自分の職務権限の及ぶ処分権の問題とかかわる取り組む業界の話もしましたね、それを一体化の中で私は方法あると思うんですよ。

業界の中でも、やっぱり一連の多角的とおっしゃることが適切かどうかわかりませんが、何の処分もこの事業の請負も何もってたくさん抱える、その辺はある程度住み分けして、どちらに重点を置くかという一つの行政としてのスタンスもね、例えば今回のラミナーの関係だって、あれは体育館でなくこちらのあれですか、体育館ですか、ラミナー製。でない方ですか、あれ、西小学校ですね。あれだって、やっぱり本来は、やっぱり随契しておりますからね、森林組合と。本来

随契でなじむかったら、もう1社あるわけですね。

そんなこともあって、そういう難しい法規範上を私はここでそんなことを取り上げませんけども、施工で167条云々なんて、私そういうことは言いません。言いませんけども、トータル的にそういうこともきちっとやっぱり配慮しつつ政策構築をしていただきたいと。

まだ残り15分ありますけど、これ以上やりますと屁理屈になりますからとどめておきたいし、また、こういうことについては9番議員さんが企業問題で一般質問してるので、後で一般質問あるときは、先に一般質問する場合は発言の内容を一定でセーブするという、一回傍聴客の方に言われたんですよ、突っ込みが足りないってね。

突っ込み足りないというけど、後で一般質問の考え方はわかってるのに、それをすべてトータル的に質問の内容にメニューに入れるというのは、議員としてやっぱり発言者として、僕もそれ相当数の議員経験ありますんで、ちょっと遠慮させていただいて、この程度にとどめたいと思います。最後に強い決断と御答弁をいただいて、終わりにいたします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

るる、御提言も含めていろんな御意見も拝聴させていただきました。本当に冒頭お答えしたとおり、我が町の基幹産業である林の部分、とりわけカラマツにかかわる製材工場、もっと言えば、その他の民間の製材工場も今、大変な状況にあるということでございます。

簡単に、できないということの結論を出すことなく、どうしたらこのすばらしい森林資源の背景にある我が町において、まずは当面しては、どうしたら、どうやったら製材工場を生き残ることができるのか、これはもちろん法に反することはできませんけれども、あ

る意味、行政がそこまで口出してもいいのということで指摘されることを恐れることなく、中・長期的に我が町の森林行政の振興に向けた構築を、万全の体制で議会のお知恵もかりながら、あるいは関係機関のお知恵もかりながら、何とか構築をしてみたいということを申し上げて、答弁とさせていただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） これで、8番高橋幸雄君の一般質問を終わります。

次に、9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 通告に従いまして一般質問を行います。

町営企業を起こすことについて。

町内に昔からあった商店や工場などがどんどんなくなっていく中で、働く場所に困る町民も多くなってきています。人口減のため、残っている商店も経営が成り立たない状況にあります。

これ以上寂れるのを防ぐために、役場の中に専門の部署をつくり、町が主体となって働く場所を創設していくことはできないか、お聞きします。

次に、高齢者に町内の病院までのタクシー券を配付することについて。

現在、農村部では患者輸送車、町中では社協で行っている移送サービスのほかに、月・水の週2回、自宅から病院までの乗り合いタクシーが運行されていると聞いています。これらの定期便と並行して、次のことはできないかをお聞きします。

1．曜日にとらわれることなく、ぐあいが悪くなったときに病院まで行けるタクシー券を高齢者に毎年何枚か配付する。

2．期限が過ぎて余ったタクシー券は、健康祝いとして町内の商店で使える商品券と交換する。

3．農村部においては、要望のあった時点で、使われていない町の効用車などを利用して病院まで送迎し、使わなかった人には、同じく商品券を渡す。

以上、救急車を呼ぶほど重病ではないけれ

ども、体の調子が悪くなったときに、必要な交通手段の確保について町民からの要望があります。町民は皆自分の家族同様に処遇していく考えはないかをお尋ねします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 矢野議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の町営企業を起こすことについての御質問でございますが、社会変革に伴い、人口減や町内においても商店等が減少していることは、議員御指摘のとおりであります。

また、急激な世界経済の悪化は、地方にも徐々に影響があらわれるとも言われております。

このような状況下において、通年雇用の促進を図る人材育成事業として、平成18年7月に季節労働者を対象とするふるさと東十勝通年雇用促進協議が設立されました。

また、平成19年1月には、地域の資源を活用した新産業や雇用創出を図るため、起業家や求職者への人材育成事業を実施するため、林業・農業・観光分野への雇用創出に向けた取り組みとして足寄町地域資源活用促進協議会が設立され、平成20年度までに52名の通年雇用が図られたと報告を受けているところであります。

さらに、新産業による雇用創出は、商業と農業及び工業の連携による新たな取り組みとして農商工連携事業が開始され、本町でも商工会が中心となって検討を進めておりますが、企業創出には操業主の具体的なビジョンや担い手があらわれることが求められることと、雇用には適切な人材育成が必要であると考えております。

経済課労働担当窓口では、新聞広告や町広報において、人材育成研修事業や就職相談窓口の開設について周知しておりますが、行政では就職あっせんは法律上できないことから、ハローワークや町内企業の求人情報を提供しております。今後も継続した対応を実施してまいりたいと考えております。

新産業創出は経済性が求められ、また、競

争原理の趣旨から、単にアイデアだけでは困難であり、町営企業の創出は大変難しい課題と認識しております。

また、役場内の専門部署の設置につきましては、さきに説明いたしました現在実施している二つの協議会の事務局を担っており、引き続き雇用創出に向け推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の高齢者に町内の病院までのタクシー券を配付することについての御質問でございますが、現在、市街地区を除く集落地区につきましては、へき地患者輸送車により地域別に8路線で、週1回から3回の運行を行っており、病院への通院に限らず、だれでも乗車できることとしております。

また、町民からの要望等に基づき、平成20年度からは、市街地区に居住する交通移動手段のない高齢者や障害者の方々が町内医療機関への通院支援に向け、町内事業者の協力を得た中で、乗り合いタクシーを利用した高齢者・障害者通院支援事業を開始しております。

現在20名程度の利用者登録であります。利用者から事業者への利用予約により、月曜日と水曜日の週2回、片道100円の個人負担による運行を行い、大変好評を博しているところであります。

さらに、交通移動手段を持たない車いす利用者等の高齢者や障害者に対する外出支援福祉施策として、移送専用車両による外出支援サービス事業を行っているところであります。

こうしたことから、高齢者や障害者等の病院通院や外出時の移動手段に対しましては、一定の足の確保が図られているものと考えており、タクシー券の配付等については、現状では考えていないところであります。

今後、高齢化社会の進展等を踏まえ、外出支援等のサービスを必要とする住民の増加が予測されることから、サービス利用者の登録増に向けた周知及び運行日の再考等といった

支援サービスの拡充に向け努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） またいつもながらのちょっと外れてるかなという答えをいただいで、またかという気持ちがあるんですけども、私が言ってるのは、例えば町営企業を起こすことについてであって、町内の操業種があらわれることを期待したり、今やっている職業を紹介するというような、あっせんはできないけども、一応こういうのがあるよということを言うって、そういうことをやってくれと言ってるのではなくて、本当に全く町が中心となって企業を起こして働く場所をつくってくれと。

実際、先進地の例として新潟県の黒川村というところは、ここ昔議員になったときのその時代に、まだ引退する前、ちょっとの間引退しましたけども、引退する前のときに視察で、産業経済常任委員会の視察で行ったことがあるんですよ。

そこでは村、村でした、6,000人の村で村営のホテル、村営のスキー場、村営の地ビール園、いろんなものを村の経営でやっている。

ちょっとまた何年ぶりかに調べてみたら、そこはもう村は合併されて、隣の町と合併して黒川村は胎内市という市に変わっていました。市に変わっても、そこではリゾート振興課というのを設けていて、そこで村営の地ビール園、村営のホテルをやっている。

このようにもうちょっと積極的に町で足寄町としても何か企業を起こせないだろうか、これを聞いてるのであって、そのことについては本当に具体的にどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

ピントを外れた答弁したつもりはございませんけれども、そもそも地方自治体の本来の責務というのは地方自治法にうたわれておりますし、また、企業を起こすということ、これは私は100%否定はいたしませんけれども、これも必要最低限度のごく限られたもの、具体的に言いますと、御案内のとおり地方公営企業法という法律がございますし、それからいつとき、経済成長がどんどんいったときには町も出資をし、わかりやすく言えば第三セクター的なものを創設をして、いろいろな事業展開をしてきたというこういう経過もございます。

当然、今議員がおっしゃられたところの具体例につきましては、恐らく成功例だというふうに思いますけれども、これはなかなか行政がかかわっての直営店といいますか、これは余り成功例も余り聞いておりませんし、これは当然やるということになりますと、先ほどの答弁の中にもありますとおり、相当大きなお金の投下も必要になってくるということでございます。

当然、町がやるということであれば、税を投入するということでありますから、これは私は、極めて慎重にやるべきことだなというふうに思っておりますし、もちろん経営的な部分につきましては、これは私が首長という立場でいきますと、私は、自治体が経営にかかわるものというのは、やはり必要最小限度にとどめるべきだなというふうに私は認識しているところでございます。

そういう意味でいきますと、当然いろんな企業誘致ですとか、いろんな起業家が出たときには、でき得る限りの支援等については惜しまないつもりではありますけれども、私の思いとしては、町がみずから税金を投入して企業を企業化をするという意味は、現在のところ持っておりません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） あっさりと、現在のところはそういう考えはないということでしたけれども、そうしたらこれから足寄町は一体どうなっていくのか。2030年には今の人口が4,000人台前後になってしまうだろうと予想されている、そんな中で、今ある商店だっていつまで生き残っていけるのか。

そのことを考えたら、企業化考えていません、来る企業に対して支援しますって、そんな受け身的なことを言っていたら、本当に2030年は4,000人台ではなくて3,000人台、2,000人台にまでもこの人口が落ち込んでいくに違いない。足寄町の存続が危うくなっていく。

足寄町を一体どうするのかということ考えた場合は、やはり第三セクターに任せるのではなく、町が主体となってその経営の収支をきちんとやっていく、そういう企業づくり、働く場所づくりが大切なのではないかな。

あっさり、やるつもりはないと言われたけれども、それではこの人口減に対していろいろやっていると言われてはいるけれども、その成果がまるであらわれていない、成果が上がらないことは、やらないことと同じだと言った人がいましたけれども、まさにそのような状況の中で、一体それじゃあ足寄町をどのようにしていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

いわゆる民間の方、すなわち経営のプロと申しますか、専門家の方でも、議員仰せのとおりなかなか経済行為に乗せて事業展開をしていくことが難しい時代であるということも、これは周知の事実だということでございます。

ですから私は、やっぱり残念ながら8,000人、人口を割ってしまいましたけれども、やはりこの町に約8,000人近い町民

の方がいるわけでありますから、ましてや、こういう経済状況の中で、もちろん何をやるかにもよるんでしょうけれども、これに対して税金を投入して企業を起こして、何か事業を起こして雇用の創設につなげていくということは、現在のところ考えておりませんということで申し上げているところでございます。

そこで、今まで何の成果もない、じゃあどう将来のまちづくり、どう考えているのかということでございますけれども、これはこの間もお答えしているとおり、私は、我が町というのは、やはり基幹産業というのは1次産業、農と林ということだというふうに思っております。

ですからこれはある意味見方によっては、そんな消極的なことでいいのかよと言われるかもしれませんがけれども、私は、やはり今あるこの基幹産業の農業の後継者をどうしていくのか、そういう意味では、御案内のとおり新規就農政策も、ある意味一定の水準に達して支援措置も講じさせていただいているというふうに思っておりますし、それから林についても、先ほど来高橋議員の御質問にもお答えしているようなことで、とにかく特效薬にはならないかもしれませんが、今あるものをどう守り、どう発展をさせていくのかというそういう視点に立脚して、私は当面して、私の任期中のこの期間というのは、そういったところにしっかりと力を注いでまちづくりをしていきたいということでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 全くこのままでいったら本当に予想どおりに人口が減っていくと、これに対してはどうしていいものかわからないな。例えば黒川村ではあそこでは組合がなかった、私たちが視察に行ったときにも、その課の人の課長は説明してくれな

かったのに、建設課の課長さんが私たちに説明してくれた。

その担当の課の人がそんなことをやってたら仕事にならないから持ち回りで、自分はこの仕事をやってるんじゃないよって、いろいろなことを何でもやるということで役場に入ってるんだと、だからきょうは皆さんにこうやって説明してるかもしれないけど、あしたは豚の世話をしてるかもしれない、これがこの村の特徴なんだと。

やはりそういう何ていうかな、職員の意識改革というところから始めていかないと、その町、その村、その市にしても自治体は生き残っていけないんじゃないか。退職したらこの町とさようならして都会へ出ていってしまうよというそういう意識のもとでは、多分公営企業というのは成り立たないだろうと。だからといって、それで手をこまねいていいのかって。

これからこんなことではみんなの子供たちの就職先にも困る。まあ足寄町に就職しないでほかへ行くからいいよと考えれば、それでいいのかもしれないけれども、それでは足寄町に奉職している者としてまずいんじゃないか。

この町が生き残るためにどうしたらいいのかということを実際に真剣に考えてやってほしいな。自分たちが働いているときだけでいいよと、任期が終わったらそれでさようならだよって、そういう意識がまあ感じられてしょうがないので、ここを何とか変えてもらえないかなって。

まあ、やる気がないというのに、幾ら言ってもしょうがないんだから、これについてはここまでにして、次に、納得することはできないけれども、これまでにして、次に高齢者にタクシー券を配付することについて、これは有権者の方から、こんなのあったらいいね、便利だねって。

申し込み用紙を書いて登録して、決められた時間に行くのではなくて、ぐあいが悪くなったときに行ける、これ何とか実現してく

れないだろうか。

現に陸別町では、こういう形ではないけれども、70歳以上の人にタクシーのパス券というのをもらって、それは回数は制限なくて、初乗り530円のうちの330円までを町が負担していてどこへ行ってもいいと、そのかわりそれ過ぎたそれ以上の料金はその個人が負担するというやり方でやっている。

こうやって必要なときにニーズに合わせてパス券を発行している自治体もある、そこを考えると足寄町も何とか、病気になっても安心なまちづくりのために頑張ってもらおうということではできないのかどうか、またお聞きします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） おっしゃられてることは十分わかりますし、私も、決してそのことに限らず、例えば病気になったとき病院代、これもかかからないで自己負担なしにただでかかれる、そういう社会が実現できればいいなというそういう思いはあるのは事実ですよ。

当然、今具体例もお話がございます陸別町でタクシー券を配ってる、あるいは帯広でいきますと、たしか無料のバス券ですかね、そういったことも取り組みをしている自治体も、当然知らないわけではございません。

それはそれぞれの町の中での状況を含めて、これはなかなか難しい部分というのもあるのかなという思いはしております。

ただ、そういう中で私としても我が町で何ら施策を講じてないのかというと、そうじゃなくて、先ほども御答弁申し上げたとおり、町民の御意見も聞きながら、やっぱり行政として果たすべき役割の最低限、これはやっぱり新しく創設した方がいいぞなと思ったことにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、20年度からこれは町の中での乗り合いタクシーというものを制度化をして取り組みをさせていただいてるというようなことでございます。

もちろん、ぐあいが悪くなったときにはす

ぐにでも病院に行けるように、これは救急車もございますし、それからもう一つあるのは、いろんな場でお話もさせていただいてるんですけども、市町村合併がだめになったときに自律プランというものを、多くの町民の皆さん方の説明会、あるいは御意見を聞く場も設定をしながら、あそこで基本的にうたってるというのは、自助・共助・公助ということで三つのことを基本に据えたいということであってるところでございます。

これからのまちづくりについては、もっと平たく言えば、みずからできるものについてはみずからやろうやと、それでできないものについては、隣近所、あるいは自治会の中で共助という形で取り組みをしていこう。

さらには、それでもできない分については、公も含めて一体となって取り組みをしていこうというそういう理念のもと、自律プランも策定をさせていただいたということでございます。

決して、今やっている政策がこれが到達点に達して100%だということを言うつもりはございませんけれども、これはやはりそれぞれの高齢者の方々の実態等々も含めて、あるいは御意見等々も含めて、それに合った、必要があれば合った政策展開をしていくというのは、これはもちろん議会の御意見も聞きながら必要なものはやっていきたいというふうには思っておりますけれども、現時点で議員が言われているタクシー券を配付、あるいは使わなかったら商品券というそういう考え方は、現時点では私は持っていないということでございますので、御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これについてもやらないと言われたらもうどうしようもないというか、やらないというのをやれやれと言っても何のことにもならないと。本当に足寄町のことを考えて足寄町を大切に思うというそ

の気持ち持ってもらいたくなって、そうしたらこのことについても必要だなと感じてくれるはず。

でも、それは本人やらないと言ったものはどうしようもないし、こちらもやれと言っても話が進まないの、これからいろいろな地域の人の話を聞いて対話をふやして、そして今町民がどんなことを要望してるのか、どんなことが必要なのか、それを判断して町政をやっているってほしい、ただそれを言うしかないの、これで質問を終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、9番矢野利恵子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。25分再開いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

銀河線の跡地について。

現在、利用希望者に賃貸されておりますが、今後のまちづくりにどのように活用していくのか、伺いたいと思います。

1．駅周辺整備等既定計画以外に活用プランの検討はあるのか。また、譲渡処分による民間活用等なされるのか、基本的考えをお示しいただきたいと思います。

2．農村部では農地の拡大や作業道としての活用したい希望があり、速やかに譲渡すべきと考えますが、どのようお考えか、伺います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 星議員の一般質問にお答えいたします。

銀河線跡地についての御質問でございますが、銀河線跡地につきましては、町が利用を予定している場所の銀河線跡地の隣接地を所有している方や使用している方に、地域の方

の希望を聞きながら、売り払いを進めることとしております。

銀河線跡地を売り払いするためには、用地確定のための測量や分筆をする必要があり、また、この経費の負担方法や売買価格の設定方法等の検討が必要となっております。

現在、銀河線跡地を活用する計画といたしましては、あしよろ銀河ホール21周辺につきましては、まちづくり交付金事業等の補助事業により、駐車場、交通広場などとして整備を進める計画となっております。

足寄跨線橋の南側の一部では、郊南交差点改良工事に伴う国道用地として、また、南7条周辺につきましては、帯広開発建設部足寄道路事務所において、普通河川学校の沢川の切りかえ工事に銀河線跡地を活用することとなっております。

また、岡崎踏切跡から金森踏切跡までの区間を散策路として整備することや、河川改修に伴う足寄橋のかけかえ工事が検討されており、金森踏切から下愛冠にかけての一部を活用することなども検討されております。

その他利用する予定のない場所につきましては、先ほど述べましたように、銀河線跡地の隣接地を所有している方や使用している方に、地域の方の希望を聞きながら、売り払いをしていきたいと考えております。

町では、昨年1月に町内6カ所で銀河線跡地の売り払い等に関する住民説明会を開催をし、住民の皆様と意見交換を行い、その後、自治会回覧文章により、銀河線跡地の取得または貸し付けの希望などの意向調査を行っております。

土地の測量等が済んでいないため、まだ土地の売り払いはできないものの、ほかに取得や貸し付けを希望する方がいない銀河線跡地で早急に活用したいという場合には、当面貸し付けし、活用していただいております。

測量などの問題や売り払いや貸し付けしたときに、道路と接することができない場所に町有地が残ってしまい、管理できないというような問題など、まだ検討すべき事項があり

ますが、町としても、隣接する銀河線跡地を有効に活用したいという方がいれば、なるべく早く売り払いし、活用していただくことがよいものと考えております。

なお、用地確定のための測量にかかわる経費は、今年度撤去する予定の橋梁の撤去費につきましても、9月定例会で補正予算を提案させていただき予定としております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、星議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） この銀河線の跡地については、あれだけの幅員ですから、おおよそ活用メニューというのはそう多くないだろうと。

しかも、今後においての財政負担を考えるんなら、そう必要度の高いものはしない方がいいと、私はそう思っておりましたが、今の答弁で、かなりの部分が公共事業といいますか、町の事業によって活用なされると、残った部分については、いわゆる売り払い処分するという答弁でございました。

そこで、現状での売り払いということになるんだろうと思いますが、この場合、民間で活用される部分というのは、ほとんどフラット化して活用されるんだろうと思います。しかし、残った部分というのは、現状の路床といいますか、路床の高さで残るだろうと。

ということになると、何らか一定の整備をしないと、景観上好ましくない状況が発するんでないかなと、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今の御質問のとおり、売り払った部分については、買い取られた側がそれなりの整地をして、必要とする部分の対応をするんだろうと思います。

したがって、残った部分をどうするのかと

いう問題でありますけれども、すべてが売り払いが順調にいくわけではありませんので、例えば町有林で山に接地をした部分ですとか、そういった部分は当然何というか、山の排水、山の水のそこをせきとめてといいますか、線路沿いに側溝が入っておりまして、そういった部分でいけば、あえてそれを整地することなくそのまま利用するとか、その場所場所によって方策というのは、いろいろ今後検討していかなきゃいけないんだというふうに思っています。

当面、私どもが今自治会回覧ですとか、自治会にまた、無償で一定程度譲渡をするというようなことで回覧を新しく回しておりますけれども、木柱ですとかコンクリート柱の関係でありますけれども、そういったことも一定程度整理した段階で、しかも今、譲渡をしてほしい方がいれば申し出ていただきますよということ、実際に回覧もしているところであって、そういったことで一定程度整理がついた中で、じゃあ、どこどこを測量をして、どこどこを現状のまま残すとか、場合によっては整地をして残すとか、そういったことを今後決めていきたいということで、今の答弁の中でも、いろいろ問題点はあるんだけど、今後検討していくといったことでお答えをしたところでありますので、御理解を願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） わかりました。

それと、先ほどの御答弁で、いわゆる岡崎さんのところからは散策路に活用したいと、こういうお話がございましたが、あの付近という、あの付近から川の方に向けて、金森踏切の方に向けて排水路がございます。

これが佐野川の改修といいますか、切りかえによって水量が少なくなったことからか、滞水の頻度が非常に高くなってきている、そういうことから衛生環境上好ましくないという御指摘がございます。今回の鉄道用地を利用して、これは抜本的改良を進める計画はございませんか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今、御指摘の岡崎さんの踏切から金森さんの踏切までの間の話でありますけれども、議員の御指摘のとおり、西町地区の雨水を処理をする側溝が川まで実は行っておりまして、ただ、多分記憶では、15年に整備をしたかと思えますけれども、そのときの財政状況等々で、実は岡崎さんの手前までで実はその側溝整備が終わっております。

今回、先ほどの町長答弁で、散策路として整備をするといった考え方をお示しをいたしましたけれども、占領地の一部分が今回、土地区画整理事業にくみされるといいますか、そっちの方の用地にも一部とられますので、残された部分の鉄道用地の中に議員が御指摘の側溝、これコンクリートのトラフの側溝でかなり大きな断面の側溝が入っておりまして、そういったことから即民地で売買ができるほどの土地が残りませんので、その側溝の作業道といえますか、管理道路を一部残して整備をしたいというふうに考えているところであります。

一部その側溝の未整備部分についても、当初計画どおり岡崎踏切まで延長した中で側溝整備をして、事業を今考えているのは、今回の国の補正予算案で経済緊急対策臨時交付金という事業があるんですけれども、そういった事業に乗るか乗らないかを今ちょっと検討しておりますけれども、乗れば、早急に今年度中に、区画整理の関係があって、どうしても盛り土を一部除去しなきゃいけないので、そういったことで管理道路、散策路等の整備を、今年度中には何らかの事業を見つけて実施をしたいということで検討している最中であるので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） そういう計画であるということから、この件承知いたしました。

こういった公共施設といえますか、鉄道跡

地を活用する場合、いろんな活用方法はあるんでしょうけれども、やはり住民の環境・衛生に配慮した、配慮したやっぱり計画というのは大事でないかと、こんなふうに思っております。

そこで、それ以降、金森踏切の町道の急傾斜、これの解消、あるいはそれから川の方に向かってかなりの土盛りになった路床がございますね、あれは一体どうするおつもりでしょうか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今、御指摘の金森踏切の部分は山手通の一部でありますけれども、この部分の道改良につきましては、もう既に開発の方で3月末に発注をされております。改修をする予定になっております。

あとは盛り土の部分でありますけれども、この部分についても、先ほどの回答の中で、足寄橋のつくりかえといえますか、橋の改修、つけかえに伴って、あの踏切から川までの鉄道の盛り土については、それもあるので開発の方で、今回一部は三差路、上土幌の方からの三差路でありますけれども、そちらの方の新しい道路造成のために一部土砂を使うということで、開発の方でその部分についての土盛りの撤去はやっていただけるという形になっております。

先ほど冒頭申し上げましたように、山手通の一部改修については、国道との取りつけの関係があって開発をお願いをしているところでありまして、それに伴って水道管の移設等々の工事費は出ております。その部分については、今回の6月補正で補正予算の提案をさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） わかりました。

それと、西町のいわゆる證道寺の前の鉄道沿いと、それから駅から岡崎さん寄りにもう1本、鉄道寄りに道路を設置するという計画があったように承知をしておりますが、この道路というのは、鉄道用地にかかるんでしょ

うか。

言いたいことは、要するにそういったかかってかかからなくてもなんですが、今まで鉄道によって西町と、いわゆるこっちの南の方というんですか、南の町というんですか、やっぱり一つの分断されたまちづくりが進められてきた中で、この機会に、やはりこの疎外感というか、そういう感じのしないまちづくりが必要でないのかな、そんなふうに思っておりますが、そういったようなお考え、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

今回もう既に工事が始まってますけれども、南1条通の延長という形で、駅用地を通して駅裏に90度振った形になっておりますけれども、その道路に、今おっしゃられた農協裏のところだと思いますけれども、安藤さんのお寺の間の占領地を一部使って、今言ってる南1条通に接続をします。

中央通といいますか、神社前通、中央通ですけれども、中央通から駅裏まで1線で結ばれるような道路に最終的にはしたいというふうに考えております。

具体的な計画年でありますけれども、今のところまだ正式には決まっておりませんで、来年度以降の総合計画の中に盛り込むことで今後協議してまいりたいと思っておりますし、もう一方、岡崎さん側の踏切側はどうするんだというそちらの部分もありますけれども、そちらについても駅裏から岡崎さんの踏切まで、ここは真っすぐということにはなりませんけれども、一部鉄道用地を使いながらつなぐと、そういったことでいけば、中央通から寺前通まで1線でつながるといって今このところ計画をしているところでありますので、御理解願いたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） わかりました。

市街地の関係の部分については終わりたいと思っておりますが、一方、農村部では、先ほど申

上げましたように農地の拡大、あるいは作業道、排水路等々として使用したいと。

今、賃貸でお借りしている人はほとんどいないだろうと思っております。なぜかという、やはり農地化するにしても何にしても、いわゆる現状のままではできないから賃貸をしないということでありまして、できるだけ速やかに早く譲渡してほしいという希望が多いわけでありまして。

それで、いつごろからその測量が開始され、いつごろからその処分に入れるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

先ほど町長の方からも答弁ありましたように、測量費につきましては9月補正で計上させていただきますまして、住民等といろいろとお話進める中でスムーズにいけば、9月補正後すぐに取りかかれるのではないかというふうに考えてございます。

場所によっては、それぞれ利用者等の方々複数いらっしゃる、線引き等、利用の仕方、形態、なかなか複雑なところもないわけではございませんので、そういったところは若干調整に時間がかかるのかなと。

分筆するにしても線引きの時間もかかりますので、そういった部分は少し時間がかかるのかなと思っておりますし、また、副町長申し上げましたように、土地の形態上からいきまして、町の土地として残地が袋状態で残るといふようなことは避けたいというのもございませぬ、後々の管理上の問題もございませぬので、そういったこともありますので、もろもろそういった問題の残らない中で一定程度処理できる、速やかにできるところから着手していきたいというふうに考えているところでございませぬので、一番早く9月以降ということで考えてございませぬので、御理解のほどよろしく願いたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 農村部というのは、

御承知のとおりほとんどが原野、あるいは湿地という中を走っているという現状だと思います。したがって、農地化なり、ほかの関係で使用するとしても、そう多くはないだろうと、そんなふうに思っております。

そして農地化をしたとしても、これが一定の生産を求めるには数年、土壌改良等に費やさなければならない、そういったことになるかと思えます。そうしたことを考えると、この場合、無償譲渡でもいいのではないかな、そんな考えもするわけです。

しかし、一方で譲り受け人の資産となる、あるいは町有資産の売却ですから不利益ということに触れることになるのかな、こんなふうにも思っております。その辺の見解をお示しいただきたいと思えますし、仮に一定の譲渡価格を設定するとするならば、どのような設定基準を考えられているのか、あわせてお尋ねしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答えを申し上げます。

今、議員仰せのとおり土地の形状、掘り割りになっていたり、高く土盛りになっていたりという中で線路が走っているという中で、すべてがならせば農地になるというような状況のところばかりじゃございませんので、いろんな土地が入りまじってございますし、かといって、それぞれに湿地帯ですとか、通常路盤のいいところですかというふうに土地を見分けしてそれぞれに価格を設定していくというのも、非常に難しい問題かなとも思ってます。先ほど星議員さんがおっしゃられたように、線路の用地としての幅の一定の使い勝手の悪い土地ということもございしますので、また、各沿線それぞれの評価で一括各町に払い下げるという特殊事情の中で、町が取得した土地につきましても相当に低い額というか、不動産鑑定がなされているという経過もございしますので、町としてもそんなに、市街地等は除きますけれども、農村部の土地につきましてもはかなり安い額で取得して

ございます。

そういった中で手を加えずに砂利もそのままというような状況下になれば、測量費・経費等も町全体でいけば、今のところ1億弱かかるんでないかと、そのめどに1億前後で測量費もかかってしまうのではないかとという状況にありますけれども、先ほど申し上げましたように、条件のいいところから測量を加えながら、売り払いできるものについては売り払っていきたいということもありますので、測量予算も全額全部入れるのではなくて、条件整ったところから、補正予算計上とか当初予算計上をさせていただきながら測量を入れていって処分していくというような、一緒にたにいかないと思えますので、数年かかりながらでもいくしかないのかなというふうに考えてございます。

土地代につきましても、先ほど申し上げましたようにそういった条件下いろいろございますけれども、農村部につきましても一括の単価で、一定程度の単価で大きく区分けした中での鉄道側からの払い下げもございしますので、そういった星議員さん今言われたように無償というようなこともあります。町としても取得をしたという経過がございしますから、その辺、鉄道から払い下げを受けた価格を基準としながら、一定程度算出していききたいというのが現状の考え方でございしますので、御理解いただければと思えます。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 農村部の譲渡についても、一定のお考えをお示しいただきました。私も、無償譲渡とはならないだろうと、そんなふうに思っております。

しかしながら、払い下げ価格もかなり安い単価だったというふうに承知しておりますので、でき得るならばその程度で譲り渡しをいただければ、大いに生産活動に利用されるものだというふうに考えております。

これで質問を終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、1番星孝道君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月17日午前10時より開会をいたします。

午後 2時51分 散会